

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年

企画総務委員会会議録

令和 8 年 3 月 3 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

企 画 総 務 委 員 会 会 議 録

- | | | | |
|---|---------------|--|---|
| 1 | 開会年月日 | 令和8年3月3日(火) | |
| 2 | 開会場所 | 議会第1会議室 | |
| 3 | 出席者
(8人) | 委員長 太田 雅久
委員 田中 宏篤
委員 早川 太郎
委員 秋間 洋 | 委員 拝野 健
委員 寺田 晃
委員 富永 龍司
議長 石川 義弘 |
| 4 | 欠席者
(1人) | 副委員長 大貫 はなこ | |
| 5 | 委員外議員
(0人) | | |
| 6 | 出席理事者 | 区 長
副 区 長
副 区 長
企画財政部長
企画財政部参事
企画課長
経営改革担当課長
臨時特別給付金担当課長
財政課長
情報政策課長
情報システム課長
用地・施設活用担当部長
用地・施設活用課長
清川二丁目プロジェクト推進課長
総務部長
区長室長
総務課長
人事課長
人材育成担当課長
広報課長 | 服 部 征 夫
野 村 武 治
梶 靖 彦
関 井 隆 人
(都市づくり部長 兼務)
川 田 崇 彰
三 谷 洋 介
(経営改革担当課長 兼務)
高 橋 由 佳
小野田 登
廣 瀬 幸 裕
越 智 浩 史
坂 本 一 成
伊 藤 慶
小 川 信 彦
浦 里 健太郎
福 田 健 一
飯 田 辰 徳
(人事課長 兼務)
吉 田 美 弥 子 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

経理課長	田 淵 俊 樹
施設課長	五 條 俊 明
人権・多様性推進課長	落 合 亨
総務部副参事	(選挙管理委員会事務局長 兼務)
総務部副参事	西 山 あゆみ
危機管理室長	杉 光 邦 彦
危機・災害対策課長	小 池 雄 太
生活安全推進課長	大和田 好 行
国際・都市交流推進室長	(総務部長 兼務)
都市交流課長	木 村 裕
国際交流担当課長	金 田 春 江
世界遺産担当課長	(国際交流担当課長 兼務)
区民課長	櫻 井 洋 二
くらしの相談課長	小 林 元 子
税務課長	段 塚 克 志
収納課長	立 石 淑 子
戸籍住民サービス課長	村 上 訓 子
子育て・若者支援課長	河 野 友 和
(仮称) 北上野二丁目福祉施設整備担当課長	海 野 和 也
子ども家庭支援センター長	田 畑 俊 典
文化振興課長	川 口 卓 志
大河ドラマ活用推進担当課長	(文化振興課長 兼務)
観光課長	横 倉 亨
産業振興課長	三 澤 一 樹
福祉課長	古 屋 和 世
高齢福祉課長	大 塚 美奈子
介護予防担当課長	田 中 裕 子
介護保険課長	浦 田 賢
障害福祉課長	井 上 健
松が谷福祉会館長	江 口 尚 宏
保護課長	久木田 太 郎
健康部参事	尾 本 由美子
健康課長	大 網 紀 恵
国民健康保険課長	松 上 研 治
生活衛生課長	福 田 兼 一

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

保健予防課長	(健康部参事 事務取扱)
保健サービス課長	塚田正和
環境課長	勝海朋子
清掃リサイクル課長	曲山裕通
台東清掃事務所長	渋谷謙三
都市計画課長	反町英典
地域整備第一課長	長廣成彦
地域整備第二課長	門倉和広
地域整備第三課長	行天寿朗
建築課長	松崎晴生
住宅課長	浅見晃
交通対策課長	清水良登
土木課長	高杉孝治
公園課長	村松克尚
会計管理室長	内田円
会計課長	(会計管理室長 事務取扱)
教育委員会事務局庶務課長	山田安宏
教育委員会事務局教育施設担当課長	中島伸也
教育委員会事務局学務課長	仲田賢太郎
教育委員会事務局児童保育課長	村松有希
教育委員会事務局放課後対策担当課長	別府芳隆
教育委員会事務局指導課長	宮脇隆
教育委員会事務局教育改革担当課長	増嶋広曜
教育支援館長	(教育改革担当課長 兼務)
教育委員会事務局生涯学習課長	吉江司
教育委員会事務局スポーツ振興課長	榎本賢
中央図書館長	穴澤清美
選挙管理委員会事務局長	大野紀房
監査事務局長	山本光洋

7 議会事務局	事務局長	鈴木慎也
	事務局次長	櫻井敬子
	議事調査係長	吉田裕麻
	書記	関口弘一
	書記	遠藤花菜

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

8 案件

審議調査事項

- 案件第 1 第 1号議案 令和7年度東京都台東区一般会計補正予算（第8回）
- 案件第 2 第 2号議案 令和7年度東京都台東区国民健康保険事業会計補正予算（第1回）
- 案件第 3 第 3号議案 令和7年度東京都台東区後期高齢者医療会計補正予算（第1回）
- 案件第 4 第 4号議案 令和7年度東京都台東区病院施設会計補正予算（第2回）
- 案件第 5 第13号議案 東京都台東区議会議員及び東京都台東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 案件第 6 第14号議案 東京都台東区役所組織条例の一部を改正する条例
- 案件第 7 第15号議案 東京都台東区行政手続条例等の一部を改正する条例
- 案件第 8 第16号議案 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- 案件第 9 第17号議案 東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 案件第10 第18号議案 東京都台東区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 案件第11 第35号議案 和解及び損害賠償の額の決定について
- 案件第12 陳情6 - 6 原発ゼロと再稼働反対についての意見書の提出を求めることについての陳情（1月26日取り下げ願提出）
- 案件第13 陳情8 - 2 すべての原発の停止及び再稼働反対の意見書の提出を求めることについての陳情（新付託）
- 案件第14 特定事件の継続調査について

理事者報告事項

【企画財政部】

- 1．台東区行政計画について事前資料1 企画課長
- 2．フリーアドレスの実施について資料1 企画課長
- 3．台東区指定管理者制度運用指針の改定について
.....資料2 経営改革担当課長
- 4．区有施設の使用料に関する基本的な考え方の改定について
.....資料3 経営改革担当課長
- 5．令和8年度都区財政調整及び令和7年度都区財政調整再調整の概要について
.....資料4 財政課長
- 6．スマート窓口システムの導入について

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

.....	資料 5	情報政策課長
7. 個人番号（マイナンバー）による情報連携する事務の追加等について	資料 6 情報政策課長
8. 台東区DX推進計画について	事前資料 2 情報政策課長
9. 公共施設予約システムの更改について	資料 7 情報システム課長
10. 情報システムの標準化について	資料 8 情報システム課長
【用地・施設活用担当】		
1. 台東小島ビル改築に伴う区有施設の整備について	資料 9 用地・施設活用課長
【総務部】		
1. 訴訟について	資料 10 総務課長
2. 行政委員の報酬の改定について	資料 11 総務課長
3. 台東区発足80周年記念事業について	資料 12 総務課長
4. 給与制度の改正について	資料 13 人事課長
5. 海外研修の実施について	資料 14 人材育成担当課長
6. 土地の取得について	資料 15 経理課長
7. 令和8年度労働報酬下限額について	資料 16 経理課長
8. 金曾木小学校大規模改修及び増築工事請負契約等の一部変更に係る専決処分について	資料 17 経理課長
9. 多文化共生に関する意識調査の結果について	事前資料 3 人権・多様性推進課長
10. 男女平等推進プラザリニューアルについて	資料 18 人権・多様性推進課長
【危機管理室】		
1. 台東区国民保護計画の変更について	資料 19 危機・災害対策課長
【国際・都市交流推進室】		
1. 世界文化遺産登録10周年記念事業の実施について	資料 20 世界遺産担当課長
【監査事務局】		
1. 行政監査結果報告について	事前資料 4 監査事務局長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

委員長（太田雅久） ただいまから、企画総務委員会を開会いたします。

委員長 初めに、私から申し上げます。

大貫副委員長は、本日欠席との届けがありました。寂しい限りですが、頑張りますので。

委員長 次に、区長からご挨拶があります。

服部征夫 区長 おはようございます。よろしくお願いします。

委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

委員長 初めに、審議順序の変更について、私から申し上げます。

案件第11、第35号議案、和解及び損害賠償の額の決定については、審議の都合上、順序を変更して最初に議題といたし、公開しないことといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

（省 略）

委員長 次に、審議順序の変更について私から申し上げます。

総務部の1番、訴訟については、審議の都合上、順序を変更して、ここで報告を聴取し、公開しないことといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

（省 略）

委員長 ここで、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

委員長 次に、審議順序の変更について私から申し上げます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

企画財政部の2番、台東区行政計画については、審議の都合上、順序を変更して、ここで報告を聴取し質疑を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、台東区行政計画について、企画課長、報告願います。

企画課長。

川田崇彰 企画課長 それでは、台東区行政計画についてご説明いたします。事前資料1をご覧ください。

初めに、項番の1、パブリックコメント実施結果です。恐れ入ります、別紙の1をご覧ください。受付期間、場所は記載のとおりで、受付人数は4人、件数は9件となっており、子育て、教育をはじめ様々な分野のご意見をいただきました。

別紙1の7ページ、項番9をご覧ください。多文化共生の推進において、日本人に対する啓発活動にも力を入れてほしいとのご意見も踏まえ、事業ナンバー279、多文化共生推進の事業概要の記載を修正しております。詳細は後ほどご確認ください。

恐れ入ります、事前資料1にお戻りいただきまして、次に、項番の2、中間のまとめからの主な変更点です。

1点目は、本編26ページに、項番11、区政を取り巻く環境変化に対応する取組を追加しております。社会状況の変化に伴って、こどもまんなか社会の実現やDX推進、公民連携などの新たな課題に対応するため計画化した事業のうち、主なものを分かりやすく提示しております。

2点目は、先ほどご説明をしましたパブリックコメントの意見を踏まえた修正です。

3点目は、中間のまとめ以降、新たな新規事業15事業を追加しております。

続きまして、項番の3、台東区行政計画(案)です。恐れ入ります、別紙の2、計画(案)をご覧ください。下にページ数を振っております。

2ページをご覧ください。第1章、行政計画の考え方です。項番の1、計画の基本的な考え方、3ページの項番の2、計画の体系と計画事業は現行計画から変更はございません。

項番の3、計画の期間は令和8年度から10年度までの3か年とします。

5ページをご覧ください。項番の5、計画の事業数は全部で308事業です。そのうち、令和5から7年度行政計画に掲載されていない新規事業が42事業、継続事業が266事業となっております。

6ページをご覧ください。項番の7、計画期間中の財政収支推計の考え方です。財政収支推計の考え方について記載をし、8ページには財政計画表を、9ページの項番8には施策体系別事業費をお示ししております。本計画3か年の総事業費は、表の一番右下のとおり、約1,813億円となっております。

12ページをご覧ください。項番の10、体系別事業一覧です。このページから25ページにかけて、長期総合計画の施策を構成する計画事業の一覧をお示ししております。また、26ページに

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

は、先ほど申し上げました項番の11、区政を取り巻く環境変化に対応する取組を記載しております。

各計画事業につきましては30ページからお示しをしておりますが、本日は新規事業について幾つか抜粋をしてご説明します。

恐れ入ります、37ページをご覧ください。事業ナンバー9、5歳児健康診査の試行実施です。子供の発達などの特性を早期に発見し、適切な支援等を行えるよう、5歳児健康診査の実施に向けて検討を進め、試行実施します。あわせて、関係機関との連携も進めます。

恐れ入ります、148ページをご覧ください。事業ナンバー122、終活総合相談支援です。本人の希望に基づき、自分らしく安心して人生の終えんを迎えられるよう、終活に関する相談や情報提供を行います。

恐れ入ります、190ページをご覧ください。事業ナンバー159、子供が文化・芸術に触れる機会の拡大です。子供が文化・芸術に触れ鑑賞する機会を広げるため、ワークショップ等を開催するほか、区内在住・在学の児童生徒を対象に、区立文化施設の入館料を全日無料として、子供の創造性や豊かな感性を育みます。

恐れ入ります、273ページをご覧ください。事業ナンバー242、災害時トイレの整備です。台東区災害時トイレ確保・管理指針に基づき、トイレトラックの導入や区有施設へのマンホールトイレ設置を推進し、災害時トイレの管理・運用体制を構築します。また、携帯トイレの全戸配布など、災害時トイレの備えに関する普及啓発を図ります。

恐れ入ります、331ページをご覧ください。事業ナンバー299、公共施設予約システムの機能強化です。この後所管より報告もごさいますが、システムの公開に合わせ導入施設の拡大などを利便性の向上を図ります。

恐れ入ります、事前資料1にお戻りください。最後に項番の4、今後の予定です。本委員会報告後、3月下旬に計画を発行する予定でございます。

長くなりましたが、説明は以上となります。よろしくお願いたします。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

早川委員。

早川太郎 委員 今回の報告もしっかり目を通させていただきました。先ほど理事者のほうからも報告ありましたが、区政を取り巻く環境変化に対応する取組、分かりやすく書かれていることですね、これ、中間でまとめられるときにも私言いましたので、その辺しっかり対応を取っていただいているんだなということで評価させていただいていますが、1件だけちょっと確認の意味で質問させていただきたいんですけど、先ほどもお話があった8ページのところに財政計画表という形で計画期間中の財政収支推計が記載されています。その基になっている考え方というのが6、7ページに書いてあるんですけど、それぞれの項目に対して、例えば区の将来人口推計とか、内閣府の中長期の経済財政に関する試算を参考にして数字を出していて、投資的経費に関しては保全計画の計画事業を、内閣府の試算を参考に物価の変動も反映さ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

せた金額を載せていると書かれていますけれど、このそれぞれの数字に見込まれていないもの、例えば、まだ決まっていないもので試算ができないから入っていないものというはあるんだと思うんですけど、例えばそれってどういうものがあるのか教えてください。

委員長 財政課長。

高橋由佳 財政課長 お答えいたします。歳入では、特別区の土地に係る固定資産税の見直しなどの不合理な税制改正の拡大による歳入減については見込んでおりません。また、歳出では、令和9年度以降の新規充実事業や、活用方針が決まっていない施設の改修経費、それから、また、今後整備される施設の維持管理経費などについても試算が難しいことから見込んでおりません。

委員長 早川委員。

早川太郎 委員 そうですよ、例えば歳入の懸念があるものであれば、今、答弁にあった固定資産税の見直しとか、それ以外でも地方法人課税に対する追加措置なんてのも議論されてきているし、食料品などへの消費税減税も区財政に影響があるかもしれないですよ。歳出でいえば、9年度以降だって行政サービス充実のための新規充実は少なからず実施されると思うし、施設整備を行えば当然新たなランニングコストが発生してくると思っています。

それらが含まれていない試算でこの推計結果ということだと思うんですけど、投資的経費の数字を見てみると、来年度が285億、9年度が300、10年度には380億円かかる。3年間の総額で1,000億円近くとなっています。そのための財源確保として、基金活用も来年度が200億、その次は174、それで210億となっていて、区債発行もたしか来年度1.5倍ぐらい増えていて、77億だったのが137億で209億円と年々増加。結果として10年度末の見込みでは、基金残高は大体半分ぐらい、区債残高に至っては3倍弱ぐらい増えてしまっている。この計画年度以降の11年度以降でも、例えば投資的経費でいえば、リバーサイドの陸上競技場の改築もまだ終わっていないし、例えば清川二丁目プロジェクトとか、凌雲橋などもある。さらには、まだ活用が決まっていない特養の跡施設というんですかね、跡施設も手を入れてかなければいけないんじゃないかなって思いますし、さらに、それらの施設整備が進めば、それらの施設におけるランニングコストも当然追加されることになるんだと思っています。

区長も、私の代表質問に対して、厳しい状況に置かれる可能性があるとおっしゃられていたんですけど、本当にそうなんだというのが改めて分かるような数字で、このままでいくと財政健全化の検討も視野に入れざるを得なくなるなんてことにもなりかねないなって思わせるぐらいの数字だと思っています。

財政の悪化によって他の区民サービスに影響を及ぼさないようにするためにも、やはりこの投資的経費ですね、保全計画の見直しは必須だと思っています、施設整備に係る経費の増加が見込まれる今後数年間においては、施設保全経費のさらなる平準化も検討していくという答弁もいただいていたのですが、たしか昨年1定の報告のときに、保全計画の第3期計画の改定行われていますけれど、もうそのレベルではなくて、現在着手している施設整備以外のものについ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ては、例えば現状、財政状況だったりとか、入札状況だったりとか、ファシリティの結果とかもあるんだと思うんですけど、そういうのをしっかりと考慮して、根本的に計画をつくり直すくらいのものでしていただきたいなと本当に思っているんで、これは強く要望して終わります。以上です。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 今、早川委員が言った公共施設の整備計画についての、整備というか保全計画についての考えというの、私も共感できるところはあります。そういう点では、長寿命化を徹底していくと、この間見直して、今、80年まで長寿命化やるために、日頃の修繕の問題だとか、あと、大規模改修の問題だとか、このような問題というのは見直しをやったわけですね。これはもう長寿命化で、さらに私はやる必要があるし、庁舎の基金始めましたけれども、このようなものも、この庁舎100年使うというぐらいのつもりで、やはり大事に使っていくという、それはもう大賛成であります。

しかし、決定的に違うのは、財政に対する見方はもう、私は真逆です、真逆。というのは、この間、まず1つお聞きしたいのは、8ページの財政計画表ですけども、この収支推計の考え方というの、現行の行政計画策定時の考え方と違いがあるのかどうか、まずこれについて伺いたいと思います。

委員長 財政課長。

高橋由佳 財政課長 お答えいたします。考え方は変わってございません。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 としますと、検証が必要になるわけですね。検証というのは、この前のやつもそうだったんです。これはもう、大分私も企画総務ずっとやっているんで、繰り返し、その前のも、その前のも、その前のも私やりました。すごい違っているんですね、この計画と、実行された決算とは、大幅に違ってきます。例えば、この今回の行計の3年というの、令和5年から令和7年までですね。今年度はまだ決算が出ていけませんので、令和5年、令和6年の数値と現在の財政計画表、行計のこれを見比べてみると、すさまじい差があるんですね。

これは、例えば一般財源、収入ですね、歳入のほうの一般財源でいいますと、令和5年で計画よりも決算ははるかに多くて、36億円プラス。令和6年は78億円プラスですね。これだけで115億円プラスです。それとあと、特定財源を見てみると、これ、歳入のほうですけども、これは決算と計画の差が、やはりこれも上振れが17億円、令和5年、令和6年が28億円と、これで45億円。合計で160億円の上振れがあるんですね。基金の残高を見ると581億円から、今度のこの計画の一番基になっているのが634億円ということですね、基金がこれだけ上積みされているという状況ですね。この間も財政に対する懸念危機というのはずっと言ってきたんですよ。だからといって私はね、限りある財源ですから、楽観視せよって言うわけじゃないんです。ただ、今みたいな議論が始まってしまうと、区民がなかなか声が上げられなくなると。今、物価高で本当に塗炭の苦しみの中にいる区民の暮らし、もうたくさん相談あります。その

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ようなものに対して、区の財政が大変なんだということを言わば、これは、そういう声を拾い上げられなくなってきてしまう。そういう抑圧する、そういう世論にもなりかねない。

冷静に見れば、今の数字が表しているように、今度の計画というのも、上振れするかどうか分からないですよ、でも、少なくともこの、私が企画総務委員会やって、ずっと行政計画やって、もう大幅な上振れ、今回は。なおかつ、その前も前も、大体上振れてんです。支出はさらにこれは、この計画よりもはるかに低い。こういうものが続いているんですね。だから台東区は実質収支比率が23区で、いつも不名誉な2番目ぐらいになってしまうんですよ。渋谷区に続いて、今、五、六年そうでしょう。つまり、きちんと行政計画をはじめとした区民向けの事業にお金がちゃんと充てられていないんですよ。そのようなことというのがあるんで、この余るお金が23区で2番目という、こういうことが続いている。これはね、私はやはり指摘をせざるを得ないと。

そこで、行政計画事業の予算執行率、この低さについて私、ずっと言ってきましたけれども、今行計、これは今回締まるわけですけども、それに当たって、その確度からの所見というのはどうですか。

委員長 企画課長。

川田崇彰 企画課長 現行で決算額が確定をしている令和5年度と令和6年度の現行計画の計画事業の予算執行率、平均で85.1%となっております。ただ一方で、現行計画の事業達成率、昨年の第3回定例会、本委員会でもご報告しましたが、達成と、半数以上達成合わせて86.1%となっております。我々としては一定の成果は出ておると考えております。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 事業の指標評価に対する達成率というのはね、これはいろいろありますよ、考え方としては。だけれども、私は8割いっているのは決して高くないというふうに思っています。ただ、それは見解がありますから、少なくとも予算執行率でいくと85%ぐらいですよ。

これは、行計事業というのは、練りに練ってね、今回もこれ、やるわけです。私これは了承するものですけども、練りに練った行計で執行率が85%というのは決して高くないと、私はそういうふうに思っています。

そういう点では、先ほどの金余り現象が行計の予算執行率の低さにあるとは言いません。むしろ財政の上振れ、歳入の上振れが主な原因だというふうに思っています。しかし、それに対応する、今、区民生活や区民福祉教育を、これをやはりきちんと支えていくという財源を、台東区は力ある財源は十分あるということ。これは、財政危機論なんていうのは、もう全然、今言う段階ではないということだけはね、これはきちんとね、私、少なくともこの十数年の検証しただけでも、行計の財政収支の計画と実際の決算の乖離というのは物すごくあるということ。これをね、これは指摘をしておきたいというふうに思います。

全体として、この行計は了承するものですが、私は前回指摘したところざし教育、これについては納得しません、これは。なぜ今回、一般の事業から行計計画に上げるのか。今、この間

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

指摘したとおり、台東区の子供たちの生きづらさというのは増えています。もう、全ての調査でそうになっている。小学校よりも中学校のほうが自分の将来に希望が持てないという、そういう統計がはっきり出ている中で、この20年間やってきたころざし教育が何だったのかということなんです。つまり、型にはめる、あるいは本当に今、非常に競争的な教育を強めて、子供たちの時間とか空間を本当に狭めている。こういう問題にメス入れないで、志っていったって、心の中に踏み込む問題というのは、私はやはりもう最低限に、少なくとも、教科の中での道徳教育は必要ですよ。だけれども、ころざし教育というのは、やはりそういう点では子供たちを本当にまた生きづらいところに追い込んでいくという、そういうことを私は指摘して、ただ、それがあから行計は反対と、認めないという、そこまでいく中身じゃ、もっと悪いのがあればあれですけど、反対しますけれど、全体としては認めないというふうに思いますので、ただ、ころざし教育だけは、このパブコメでもあり、パブコメで2件出ていますね。やはりこれは子供たちの実態見れば、このような区民からの声、6件のパブコメの中で2件がころざし教育でしょう。私が前回言ったのと全く同じですよ。そういう点では、子供たちの生きづらさを何とか、やはり解決していくということが大事だということを申し上げて、了承はしたいと思います。以上です。

委員長 富永委員。

富永龍司 委員 早川委員と秋間委員から厳しい、いろいろご指摘があったと思いますが、私もこれ見ている、基金と区債の残高、令和10年には約、基金の倍、区債が起こることによって、こういったところをちょっと過去で見たんですけど、平成12年頃にこの状況だったと。基金が280億で、区債が560億だったかな、というのがありました。ただ、あの当時の予算が900億ぐらいだったということになっていて、今の規模とは当然違うということで、その分の負担は少し違うのかなということは思いつつんですけど、やはり、でも、この保全計画に関して、やはりやっていかなければいけないことも理解はしています。

その中で、実際、ちょっと今、中東でいろいろなもめごとが起こっていて、戦争というのはよくないと思いますけれども、やはりガソリンの単価が当然もう上がっていくと、もう実際にガソリンが上がりだしたということになっていくと、やはり区民生活における影響で、こういった保全計画における影響も出てくるのではないかなというふうな思いがあるんですね、物価が上がっていきそうな雰囲気があるんで。そのときにやはり区民に対してどうしていくかということも一つ、物価高対策また行わなければいけないのか、あとは、やはり保全計画の見直しというのも考えなければいけないかなと思うんですけど、その辺ってどうなんでしょうかね。

委員長 企画課長。

川田崇彰 企画課長 今回、行政計画の報告をしましたが、行政計画についても当然、社会経済動向をしっかり注視をして、3ページの項番3、計画の期間のところにも記載をしておりますが、社会経済状況の著しい変化があった場合には、必要に応じてこの計画も見直すとしてお

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ります。なので、今、富永委員おっしゃっていただいた中東情勢の状況などで、もう本当に社会経済状況が著しく変化があった際には、当然、この行政計画も見直す必要に、場合によっては見直しをしますし、その前に、当然、物価高騰対策ですとかそういった必要な対策というのも講じていくことに、検討していくことになるかと思えます。

委員長 富永委員。

富永龍司 委員 分かりました。この計画については了承いたします。

委員長 拝野委員。

拝野健 委員 先ほどから話にあった財政計画表についてなんですが、外部環境の変化でいろいろ推計しにくい部分もある中で、よくされているなと思えます。歳出についても同じです。

コントロールできる部分とできない部分、もちろんありますので、その中で、答え合わせしたらやはり上振れていたと、それもよくあることなのかなと。なんで、厳しめの歳入と、ちゃんと執行できるように歳出を取るって、それはそのとおりなんだろうなと思えます。その中で必要なことをこうやって新しく、また3年間ですね、行政機関をまとめていくという作業は大切ななんだろうなと思っています。

先ほどから話になっているFMの考え方、ファシリティマネジメント、ファシリティ費のどうしていくかということについても、私も一般質問させていただいたんですが、やはり粛々と進めていくことが大事だと思いますので、しっかり計画どおり進めていくことと、富永委員おっしゃったとおりで、何か外部的な変化があれば、またそのとき見直すということは考えていかなければいけないだろうなということ主張して、了承いたします。以上です。

委員長 よろしいですね。

ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 それでは、案件表の順序に戻ります。

次に、案件第1、第1号議案、令和7年度東京都台東区一般会計補正予算（第8回）から案件第4、第4号議案、令和7年度東京都台東区病院施設会計補正予算（第2回）までの4議案は、いずれも関連する案件でありますので、一括して議題といたします。

また、本案は、理事者報告事項、企画財政部の6番、令和8年度都区財政調整及び令和7年度都区財政調整再調整の概要についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第1号議案から第4号議案までの4議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

財政課長。

高橋由佳 財政課長 それでは、第1号議案から第4号議案を説明いたします。補正予算書

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の3ページをご覧ください。

初めに、第1号議案でございます。令和7年度東京都台東区の一般会計補正予算（第8回）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に45億5,977万9,000円を追加し、1,416億9,688万2,000円といたします。以降、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の総額は4ページから7ページまでの第1表、歳入歳出予算補正によります。

第2条、地方自治法の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、8ページの第2表、繰越明許費補正によります。

第3条、地方自治法の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、9ページの第3表、債務負担行為補正によります。

8ページをご覧ください。繰越明許費補正を説明いたします。8款教育費、2項小学校費、金曾木小学校大規模改修・増築、5億2,110万円、そのほか5件につきましては、それぞれ令和8年度に継続して事業を実施する必要があることから繰越明許費として定めるものでございます。また、2款総務費、1項総務管理費、情報システムの標準化につきましては、令和8年度への繰越明許費を3億1,627万4,000円に増額するものでございます。

9ページをご覧ください。債務負担行為補正を説明いたします。清川清掃車庫整備における設計の債務負担行為につきまして廃止いたします。また、清川清掃車庫整備におけるコンストラクション・マネジメント業務委託につきまして、債務負担行為の期間を令和8年度から令和12年度までに変更するとともに、限度額を1億3,904万円に減額するものでございます。

次に、歳入歳出予算を説明いたします。19ページをご覧ください。まず、歳入予算でございます。説明で申し上げる金額はいずれも補正額でございます。また、項を単位として主なものを説明させていただきます。

1款特別区税、1項特別区民税25億546万8,000円でございます。

20ページをご覧ください。1目特別区民税には、収入見込みによる増額分を計上いたしました。

21ページをご覧ください。4款配当割交付金、1項配当割交付金2億6,000万円でございます。

22ページをご覧ください。1目配当割交付金には、交付見込みによる増額分を計上いたしました。

23ページをご覧ください。5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金6億円でございます。

24ページをご覧ください。1目株式等譲渡所得割交付金には、交付見込みによる増額分を計上いたしました。

25ページをご覧ください。6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金2億4,000万円でございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

26ページをご覧ください。1目地方消費税交付金には、交付見込みによる増額分を計上いたしました。

27ページをご覧ください。9款特別区交付金、1項特別区財政調整交付金17億7,993万2,000円でございます。

28ページをご覧ください。2目特別交付金には、交付見込みによる増額分を計上いたしました。

29ページをご覧ください。13款国庫負担金はいずれも減額で、1項国庫負担金5億3,635万9,000円、2項国庫補助金2億4,882万3,000円でございます。

30ページをご覧ください。1項1目民生費負担金では、生活保護に対する負担金の減額分などを計上いたしました。

32ページをご覧ください。2項1目総務費補助金には、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化助成に対する補助金の減額分などを計上いたしました。

35ページをご覧ください。14款都支出金はいずれも減額で、1項都負担金2億6,217万6,000円、2項都補助金1億9,761万2,000円でございます。

36ページをご覧ください。1項1目民生費負担金には、生活保護に対する負担金の減額分などを計上いたしました。

38ページをご覧ください。2項1目総務費補助金には、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化助成に対する補助金の減額分などを計上いたしました。

41ページをご覧ください。15款財産収入、2項財産売払い収入10億5,880万3,000円でございます。

42ページをご覧ください。1目不動産売払い収入には、区有地売払代金を計上いたしました。

43ページをご覧ください。16款寄附金、1項寄附金、3億8,200万円でございます。

44ページをご覧ください。2目指定寄附金には、各種事業に対する指定寄附金を計上いたしました。

45ページをご覧ください。17款繰入金、1項基金繰入金、45億8,968万4,000円の減額。2項特別会計繰入金3億6,822万7,000円でございます。

46ページをご覧ください。1項1目建設基金繰入金、以下47ページまでは財源の整理に伴う基金繰入金の減額分を計上いたしました。

48ページをご覧ください。2項2目国民健康保険事業会計繰入金には、令和6年度決算の確定に伴う繰入金を計上いたしました。

49ページをご覧ください。18款繰越金、1項繰越金32億3,000円でございます。

50ページをご覧ください。1目繰越金には令和6年度歳計剰余金を計上いたしました。

続きまして、歳出予算を説明いたします。

51ページをご覧ください。1款議会費、1項議会費1,700万円の減額でございます。

52ページをご覧ください。2目事務局費は、職員費の減額分でございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

53ページをご覧ください。2款総務費、1項総務管理費74億6,141万円、2項防災費6億395万3,000円の減額、3項徴税費8,879万2,000円の減額、4項戸籍及び住民基本台帳費1億3,369万8,000円の減額、7項区民施設費2,250万1,000円の減額でございます。

57ページをご覧ください。1項8目公共施設建設基金積立金には、積立金の増額分を計上いたしました。

61ページをご覧ください。2項1目防災対策費には、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化助成の減額分などを計上いたしました。

63ページをご覧ください。3項2目賦課徴収費には、収納事務の減額分などを計上いたしました。

65ページをご覧ください。4項2目戸籍事務費には、氏名の振り仮名法制化対応の減額分を計上いたしました。

67ページをご覧ください。7項3目区民会館費には、区民館管理運営の減額分などを計上いたしました。

69ページをご覧ください。3款民生費はいずれも減額で、1項社会福祉費3億4,853万8,000円、2項児童福祉費2億2,800万円、3項生活保護費5億4,600万円、4項国民年金費800万円でございます。

72ページをご覧ください。1項2目老人福祉費には、老人保護の減額分を計上いたしました。

76ページをご覧ください。2項1目児童福祉総務費には、児童手当の減額分などを計上いたしました。

80ページをご覧ください。3項2目扶助費には、生活保護の減額分を計上いたしました。

81ページをご覧ください。4項1目年金総務費は、職員費の減額分でございます。

83ページをご覧ください。4款衛生費、1項衛生管理費2億円、2項保健所費1,000万円の減額、3項公衆衛生費700万円の減額、4項環境衛生費1,787万7,000円の減額、5項清掃費1億2,176万円の減額でございます。

84ページをご覧ください。1項4目台東病院及び老人保健施設千束基金積立金には、積立金の増額分を計上いたしました。

85ページをご覧ください。2項1目保健所費は、職員費の減額分でございます。

86ページをご覧ください。3項3目健康増進費には、歯科基本健康診査の減額分を計上いたしました。

89ページをご覧ください。4項3目環境保全費には、環境ふれあい館管理運営の減額分を計上いたしました。

92ページをご覧ください。5項4目清掃施設建設費には、清川清掃車庫整備の減額分を計上いたしました。

93ページをご覧ください。5款文化観光費はいずれも減額で、1項文化費2,300万円、2項観光費2,936万4,000円でございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

94ページをご覧ください。1項1目文化総務費は、職員費の減額分でございます。

98ページをご覧ください。2項2目観光振興費には、持続可能な観光推進の減額分を計上いたしました。

99ページをご覧ください。6款産業経済費、1項産業経済費1億9,754万5,000円の減額でございます。

101ページをご覧ください。2目産業振興費には利子及び信用保証料補助の減額分などを計上いたしました。

103ページをご覧ください。7款土木費、1項土木管理費は財源更正でございます。2項道路橋梁費2億1,224万5,000円の減額、4項公園費4,820万円の減額、5項建築費1,400万円の減額、6項都市整備費1億2,884万4,000円の減額、7項住宅費600万円の減額でございます。

105ページをご覧ください。2項2目道路維持費には、道路維持の減額分などを計上いたしました。

110ページをご覧ください。4項1目公園総務費には、公遊園清掃の減額分などを計上いたしました。

112ページをご覧ください。5項1目建築行政費は、職員費の減額分でございます。

113ページをご覧ください。6項1目都市整備総務費には、上野地区まちづくり推進の減額分などを計上いたしました。

114ページをご覧ください。7項1目住宅総務費は、職員費の減額分でございます。

115ページをご覧ください。8款教育費、1項教育総務費8,509万4,000円の減額、2項小学校費2億6,484万3,000円の減額、3項中学校費7,982万1,000円の減額、5項幼稚園費8,534万2,000円の減額、6項児童保育費3億5,207万4,000円の減額、7項こども園費1億500万円の減額、8項社会教育費5,608万9,000円の減額、また、9項社会体育費は財源更正でございます。

116ページをご覧ください。1項2目事務局費には、子育てのための施設等利用給付の減額分などを計上いたしました。

119ページをご覧ください。2項1目学校管理費には、小学校ICT教育の推進の減額分などを計上いたしました。

121ページをご覧ください。3項1目学校管理費には、中学校ICT教育の推進の減額分などを計上いたしました。

123ページをご覧ください。5項1目幼稚園総務費には、私立幼稚園施設型給付の減額分を計上いたしました。

127ページをご覧ください。6項2目保育所管理費には、保育所運営の減額分などを計上いたしました。

129ページをご覧ください。7項1目こども園総務費には、こども園施設型給付の減額分などを計上いたしました。

134ページをご覧ください。8項4目生涯学習センター費には、生涯学習センターの減額分

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

などを計上いたしました。

137ページをご覧ください。9款諸支出金、4項特別会計繰出金1億8,830万9,000円、6項減債基金積立金5億5,064万円でございます。

138ページをご覧ください。4項1目国民健康保険事業会計繰出金には、国民健康保険事業会計の補正に伴う増額分を計上いたしました。

141ページをご覧ください。6項1目減債基金積立金には、積立金の増額分を計上いたしました。

以上が一般会計補正予算（第8回）でございます。

155ページをご覧ください。続きまして、第2号議案を説明いたします。令和7年度東京都台東区の国民健康保険事業会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から5,310万円を減額し、236億4,690万円といたします。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の総額は、156ページ及び157ページの第1表、歳入歳出予算補正によります。

168ページをご覧ください。初めに歳入予算でございます。特別会計につきましては款を単位として説明させていただきます。

1款国民健康保険料7億8,257万4,000円の減額。保険料の減額分を計上いたしました。

172ページをご覧ください。6款繰入金2億4,941万7,000円。財政調整繰入金の増額分などを計上いたしました。

174ページをご覧ください。7款繰越金4億8,005万7,000円。令和6年度歳計剰余金を計上いたしました。

176ページをご覧ください。次に、歳出予算でございます。1款総務費1,000万円の減額。職員費の減額分でございます。

178ページをご覧ください。3款国民健康保険事業費納付金5億2,315万7,000円の減額。一般被保険者医療給付費分納付金の減額分などを計上いたしました。

182ページをご覧ください。6款諸支出金4億8,005万7,000円。令和6年度の保険給付費等交付金の超過受入れに伴う償還金などを計上いたしました。

以上が国民健康保険事業会計補正予算（第1回）でございます。

191ページをご覧ください。続きまして、第3号議案を説明いたします。令和7年度東京都台東区の後期高齢者医療会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に1億3,821万4,000円を追加し、60億7,421万4,000円といたします。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の総額は、192ページ及び193ページの第1表、歳入歳出予算補正によります。

204ページをご覧ください。初めに歳入予算でございます。3款繰入金800万円の減額。職員給与費繰入金の減額分を計上いたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

206ページをご覧ください。4款繰越金1億1,971万8,000円。令和6年度歳計剰余金を計上いたしました。

208ページをご覧ください。5款諸収入2,649万6,000円。令和6年度保険料未収金補填分負担金の返還金を計上いたしました。

210ページをご覧ください。次に歳出予算でございます。1款総務費800万円の減額。職員費の減額分でございます。

212ページをご覧ください。5款諸支出金1億4,621万4,000円。令和6年度の一般会計繰入金の超過受入れに伴う一般会計繰出金を計上いたしました。

以上が後期高齢者医療会計補正予算（第1回）でございます。

221ページをご覧ください。続きまして、第4号議案をご説明いたします。令和7年度東京都台東区の病院施設会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から8,329万2,000円を減額し、15億7,298万8,000円といたします。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の総額は、222ページ及び223ページの第1表、歳入歳出予算補正によります。

234ページをご覧ください。初めに、歳入予算でございます。4款繰入金8,329万2,000円の減額。台東病院医療情報システム更新に対する繰入金の減額分を計上いたしました。

236ページをご覧ください。次に、歳出予算でございます。1款施設管理費8,329万2,000円の減額。台東病院医療情報システム更新の減額分を計上いたしました。

以上が病院施設会計補正予算（第2回）でございます。

ただいま説明いたしました4議案につきましては、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

補正予算に係る説明は以上でございます。

続きまして、企画財政部の6番、令和8年度都区財政調整及び令和7年度都区財政調整再調整の概要について説明いたします。

資料5をご覧ください。項番1、令和8年度都区財政調整の概要でございます。（1）の調整税等は特別区全体で2兆4,106億円で、令和7年度と比較しまして991億円の増となっております。

（2）の交付金の総額は、（1）の調整税等に都区の調整率56%を乗じた、アの当年度分1兆3,500億元に、6年度決算に伴うイの精算分104億円を加えた1兆3,604億円となり、こちらが特別区全体への交付金となります。

（5）の交付額は、アの普通交付金として交付金総額の94%相当の1兆2,788億円が、また、イの特別交付金として、残りの6%相当の816億円が交付されることとなります。

なお、3ページから4ページに資料を添付してございますので、後ほどご参照いただければと思います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

2ページをご覧ください。項番2、令和7年度都区財政調整再調整でございます。

(1)の交付金の再調整額のとおり、当初算定時の残額と企業収益の堅調な推移を背景とした市町村民税法人分の増収が見込まれることなどにより、23区全体で477億円の追加交付額が生じたため、今回の再調整を行うものでございます。

(2)の再調整の内容をご覧ください。23区全体の追加交付分は、の普通交付金の増額として473億円でございます。主な内容としましては、特別区人事委員会勧告による給与改定に伴う標準給単価等の見直しや、新型コロナウイルスに係る予防接種費などでございます。また、の特別交付金への加算として4億円でございます。

以上の結果、(3)の再調整後の交付金の総額は、当初算定での交付金と合わせて、23区全体で1兆3,422億円となります。

また、(4)の本区への交付金額でございますが、再調整後の見込額は321億円となり、令和7年度当初予算との差額、約6億円を今回の補正予算で増額させていただいております。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 それでは、第1号議案から第4号議案までの4議案及び報告事項についてご審議願います。

秋間委員。

秋間洋 委員 今回の最終補正ですけれども、73億円の基金の積立てがあります。ただ、これは、歳計剰余金の一部を構成するものだというふうに思いますが、歳計剰余金の見込みですね、全体の、これはどのくらい見込んでいるのかと、これについてはいかがでしょうか。

委員長 財政課長。

高橋由佳 財政課長 お答えいたします。計数整理前の段階で、歳入見込額と歳出見込額を比較して、129億円は歳計剰余が発生すると見込んでおりました。

そのため、今回の補正予算で計数整理に伴うものとしたしまして、約46億円の基金取り崩し、取りやめを行うほか、各基金へ73億円を積み立てるとともに、8年度当初予算の繰越金に7年度歳計剰余金見込額として10億円を計上しております。

計数整理後に生じる純剰余金の額は、まだ7年度決算が締まっておりませんので、見通しを示せる段階ではございません。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 今期のやつというのは85億でしたよね、それはね。ですから、今の数字聞いただけでも、これを必ず上回るということなんですね。恐らく100億は・・・。

そうなると、やはり先ほど議論しましたけれども、財政危機論はね、これはまずいんですよ、非常に。その辺のところというのはね、もちろん楽観しようというわけじゃないです。やはりこれはね、先ほど言った実質収支比率が23区で、本当に金余りの区の2番目にということを何年も続けるってのはね、これはやはり行政としても行政手腕が問われるということになるんですよ。だから、そういう点ではね、私、この最終補正は認めますけれども、やはり今の台東区

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の財政全体の状況というのは、危機論なんていうのはね、入り込むものではないということ、これを重ねて。代表質問、一般質問で与党の皆さん中心にそういうのが続いたから、私はまっとうな財政の見方、先ほど富永委員も言ったけれど、平成12年は財政健全推進計画のときですよ。本当に大変な時期、そのときに多くの福祉施策が切られてね、今また大分復活してきましたけれども、ぱったりやられたときの、やはりああいうとき、あるいはその後も、平成22年から24年、25年ぐらいにかけての危機論がありました。このときも一括割当て方式をやりましたよね、財源割当て方式やりましたけれども、これも誤りだったってその後総括しているわけで、今、やはりその辺のところというのは、議会の側がそこに立ってしまうと、これはやはり非常に翼賛的になってくるって、これは非常に心配なところなんで、私は、行政にもそうなんですけれども、議会の皆さんには特にそのことを言いたいということで質問させていただきました。以上です。

補正予算は当然認めます。

委員長 よろしいですね。

これより採決いたします。

第1号議案から第4号議案までの4議案について、一括して採決いたします。

本案については、いずれも原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、本案について、いずれも原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についてもご了承願います。

委員長 次に、案件第5、第13号議案、東京都台東区議会議員及び東京都台東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は、理事者報告事項、選挙管理委員会の1番、台東区議会議員及び台東区長の選挙における選挙運動の公費負担額の改定についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第13号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

大野紀房 選挙管理委員会事務局長 それでは、第13号議案、東京都台東区議会議員及び東京都台東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例及び報告事項、台東区議会議員及び台東区長の選挙における選挙運動の公費負担額の改定についてご説明させていただきます。

初めに、報告事項について、資料22によりご説明をさせていただきます。本件は、最近の物

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

価変動等に鑑み、国会議員の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に要する経費などの公費負担限度額を引き上げる公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に公布、施行されたことに伴い、台東区議会議員及び台東区長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を引き上げるものでございます。

項番2、改正する条例は、東京都台東区議会議員及び東京都台東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例でございます。

続きまして、項番3、改定の内容でございます。選挙運動用ビラの作成費、選挙運動用ポスターの作成費について、公職選挙法施行令の規定に合わせてそれぞれ引き上げます。なお、選挙運動用ポスターの作成費については、先月執行した衆議院議員選挙におけるポスター掲示場数を前提として算出をしております。

項番4、条例の施行日は公布の日でございます。

続きまして、第13号議案についてでございます。ただいまご説明した内容に沿いまして条例を改正いたします。条例の改正箇所の詳細は、報告資料2ページ以降の新旧対照表のとおりでございます。

説明は以上です。本件について、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

委員長 それでは、第13号議案及び報告事項についてご審議願います。

富永委員。

富永龍司 委員 この議案と報告は了承しますが、うちにいた木村議員がずっと言ってきたポスターの掲示箇所の数の見直しについては、やはり少し見直していただきたいなど。やはり中央区さんなどは約半分ぐらい、100か所ぐらいなのかな、なって減っておりますので、やはりその辺ちょっと、本当に今回何回も貼りに行くんですけど、もうすぐ隣、路地曲がったところにもあったり、何か所もあるの、そういうの知っているんで、やはり昔と違って情報の発信の仕方が増えたじゃないですか。昔は、我々出た頃は、まだブログの更新とか、SNSの発信というのは全て禁止されていて、今ではそういったことが変わってきているので、やはりこの辺はちょっと見直していただきたいと思うんで、それは強く要望しておきます。以上です。

委員長 もしかして、うちの誰が話したか……。

よろしいですか。

(発言する者なし)

委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についてもご了承願います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 次に、案件第6、第14号議案、東京都台東区役所組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

企画課長。

川田崇彰 企画課長 それでは、第14号議案、東京都台東区役所組織条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本案は、昨年12月の本委員会にご報告し、ご了承いただきました令和8年4月1日付組織改正に伴い、こども家庭部を新設するとともに、分掌事務を改めるため提出をするものです。

恐れ入ります、お手元新旧対照表をご覧ください。まず、第1条でございます。資料記載の位置にこども家庭部を新設いたします。

次に、第2条でございます。こども家庭部の新設に伴い、子供施策及び若者育成支援施策の企画及び調整に関すること及び保育に関することをこども家庭部の分掌事務とするとともに、区民部の分掌事務でありました児童育成及び子育て支援に関すること及び青少年の育成に関することを分掌事務に加えます。条例の施行は令和8年4月1日を予定しております。

ご説明は以上です。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

委員長 それでは、本案についてご審議願います。

秋間委員。

秋間洋 委員 調べてみると、保育が教育委員会の所管になったのが、これが平成21年、2009年の4月ですね。ですから17年、教育委員会で保育部署があったわけですね。そういう点では、再び区長部局に戻るわけですがけれども、当初の組織改正の目標との関係で、この総括というのはどうなっているのか、これについてお伺いしたいと思います。

委員長 企画課長。

川田崇彰 企画課長 今ご指摘いただいた平成21年4月の組織改正、子供たちが生きる力の基礎を身につけ伸び伸びと成長するために、幼稚園、保育園における就学前教育を一体的に推進するために保育部門を教育委員会に移しました。その後、平成22年、23年度に、幼稚園、保育園、こども園の枠を超えて、共通の考え方に立って就学前教育・保育を進めるために、台東区幼児教育共通カリキュラム「ちいさな芽」を策定をして、各園で実践に努めてまいりました。その後15年が経過をして、この取組は各園で定着をしているものと考えております。

また、幼稚園、保育園、こども園の各職員を対象とした合同研修、こちらについても定着をしております。そういった意味では当時の組織改正の目標は一定程度実現をできているものと考えております。

また、今回組織改正で保育部門を区長部局のほうに移しますが、これまでの取組、こういったことはしっかり継続をしておりますので、教育委員会と連携を密にしながら、今後もしっかりこの取組の量と質というのは維持、推進をしていきたいと考えております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 今回の説明で納得はいたします。ただ、やはり就学前の子供たちの、何ていうかな、包括的に今まで教育という形で、「ちいさな芽」ですか、ああいうあれもつくってやられて、非常に当時、やはり就学前の子供たちにも教育という形で非常に、ちょっと私から言うと、まず遊びとか生活とか、そういうものからどうなってしまうのかいなということをちょっと不安があって、それについては先ほど検証した結果、目標は、そういう点では、その部分では達成しているというふうなことです。ただ、やはり、先ほども、前の議題でもあったように、今、子供たちの本当に生きづらさというのが広がっているだけに、そういう点では、むしろ今、逆に国もこども大綱だとか、こども基本法とかつくったのというのは、そういうところに、少子化対策もありますけれども、そういうところに眼目が本来来るべきであって、だから、今回の組織改正も、逆に言ったらそういう就学前の子供たち、もちろん差別なくみんなに、均等な教育も大事ですけれども、やはり伸び伸びと、生きやすいというか、そういう台東区目指して組織改正の趣旨を生かしてほしいなということをお願いして、質問は以上です。

委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

委員長 次に、案件第7、第15号議案、東京都台東区行政手続条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

総務課長。

福田健一 総務課長 それでは、第15号議案、東京都台東区行政手続条例等の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布され、名宛て人が不在の場合に相手方に書類を到達したとみなす公示送達制度について、掲示板への掲示のみとしていた方法から、インターネットを利用する方法により不特定多数が閲覧できる状態に置く措置を取ることが原則となりました。これに伴いまして、本区の対応する条例についても改正するものでございます。

第15号議案をご覧ください。第1条は、行政手続法の改正に伴いまして、東京都台東区行政手続条例における公示の方法について、第2条及び第3条は地方税法の改正に伴い、特別区税条例及び後期高齢者医療に関する条例における公示送達について、掲示板の掲示からインターネットを利用する方法を原則とするものでございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なお、施行日以後においても掲示板の掲示は継続する予定でございます。

それぞれの条例の改正箇所につきましては、新旧対照表に記載のとおりでございます。

最後に附則でございますが、この条例中第1条の規定は令和8年5月21日から、第2条及び第3条は地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行いたします。

また、改正後の規定はそれぞれの施行日以後の通知または公示送達をするものについて適用し、施行日前のものにつきましては、なお従前の例によることとするものでございます。

説明は以上でございます。本案につきましては、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

委員長 それでは、本案についてご審議願います。

秋間委員。

秋間洋 委員 これは国のデジタル規制改革というか、そういう流れの中で、アナログ規制という形で、特に書面とか、あるいは対面とかいうものがデジタルの推進を妨げているということで、もともとが出てきた流れの中で、いよいよ公示通達についても、法令関係では公示通達が一番ということで、これ、なってから3年後ですけども、いよいよこういうところまで来たということだと思います。

ただ、当時やはり国会でも大きな不安とか議論になった、プライバシーの侵害の危険性ですね、とりわけ個人情報、インターネットで公開された場合に、いわゆる行政の不利益処分に関わる、個人がね、あるいは法人もそうですけれども、そういう点でプライバシーの危険性について相当問題になって、議論がありました。政府もそのとき、やはりそれは不特定多数にそれがばらまかれてしまう危険というのあって、それについては対策を打つということで、これは一応法律は通ったわけですね。

その後、個人情報の保護の部分での対応というのはどうなったんですか。

委員長 総務課長。

福田健一 総務課長 お答えいたします。国におきましては、令和7年8月に、先ほど秋間委員のほうからありましたプライバシー保護のための措置を取るために、公示送達のデジタル化の運用方針という方針が示されまして、そういったプライバシー保護のための措置として一例を申し上げますと、情報を直接掲載するのではなく、PDFデータとした上で検索やダウンロード、コピーが不可なものにすることといった細かい内容を含めた方針が示されておりますので、その方針に基づきまして、今後実際には対応していくということでございます。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 様々な工夫をしたとしても、このときの今、課長が言った7年8月19日のデジタル庁の通知は、各府省庁の公式ウェブサイトに対してクローリング、これは検索エンジンがウェブ全体のコンテンツを網羅的に把握し、検索結果を提供するためにウェブページの内容を自動的に巡回して収集するプロセスをいうって、私よく分からないんだけど、こういうこ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ととか、あるいはウェブスクレイピング、特定のウェブページにある情報を自動的に抽出して収集するプロセスをいうって、先ほど課長がPDFというふうに言いましたけれども、結局文字列情報を、これをがって何ていうんですかね、収集してそれを拡散してしまうというような危険をできないようにということなんですけれども、これって、一回インターネット上に出れば、それが画像的なものであれ何であれ、これは不特定多数にばらまかれる可能性あるわけですね。そもそも公示送達というのは誰でもに不利益処分を知らせるためじゃなくて、その当事者に送達できないんで、それを知らせるといって、その方の不利益処分を受ける国民、区民のためにある手続なわけで、そういう点では様々な工夫してもインターネット上に一度上がった情報というのは回収したり、あるいは拡散防止するということはできないんじゃないかと、これについてはいかがなんでしょうか。

委員長 総務課長。

福田健一 総務課長 確かにおっしゃるとおり、一度例えば仮に漏れてしまった個人情報というのはウェブ上で、インターネットに載ってしまったものは回収することは、これは不可能だというふうに当然考えております。ですので、先ほど申しました方針に基づきまして、PDF化するだけではなくて、さらに暗号化ですとか、あと先ほどもちょっと言いました検索エンジンに引っかからないような措置を施すですとか、かなり細かいアドバイス等も書かれておりますので、当然情報システム課とも相談をしながら、そういった万全の体制でやっていきたいというふうに考えております。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 私、DX化っていいですけど、基本的人権、特に個人の機微な情報をやはりこのような形で扱うというのがいいのかといたら、私は問題があるというふうに思います。そういう点で、私、この1条のほうというのはまだ、例えば下の掲示場見ると、放置自転車のとか幾つか率直に言ったら、これは大丈夫かなというのはあります。ただ、地方税法のほうですね、2条、これについては租税法律主義の立場からいっても、これは意見の疑いもあるぐらいの中身じゃないかなという点で、これについてはやはりプライバシー保護を貫くとしたら、掲示もやるんでしょう、引き続きね。であれば、別にこれに台東区が、法律が、要請があったからってって別に、先ほど言ったように施行日についてだって、結構曖昧なんだな、これ、税金のほうは。だからそういう点では、むしろ今日これ、決めなくたっていいんじゃないかという点で、今日の時点では反対ということで、今ではやはりプライバシーの保護をされないという可能性、今の状態ではあるということをお断りでもあったわけで、そういう点ではもうこれは認めることはできないということで、特に租税、法律主義の立場から2条は絶対賛成できませんので、トータルからして反対というふうにしたいと思います。

委員長 よろしいですか。

(発言する者なし)

委員長 これより採決いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

本案については、挙手より採決いたします。

本案については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手多数でありますので、よって、本案は、原案どおり決定いたしました。

委員長 次に、案件第8、第16号議案、東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は、理事者報告事項、企画財政部の8番、個人番号(マイナンバー)による情報連携する事務の追加等についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第16号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

情報政策課長。

小野田登 情報政策課長 それでは、第16号議案、東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例及び企画財政部の8、個人番号による情報連携する事務の追加等についてご説明いたします。

初めに、報告事項について、資料7をご覧ください。

項番1、概要です。このたびの改正は、大気汚染医療費助成に係る事務を新たに情報連携する事務として規定するとともに、省令改正に伴い引用条文を整理するものでございます。

項番2、条例改正についてです。(1)改正する条例は記載のとおりでございます。

(2)情報連携する事務です。東京都の事務処理特例制度により、特別区が認定・交付事務を行う大気汚染医療費助成について、東京都の条例に独自利用事務として規定されることに伴い、本区の条例に庁内で連携する情報として、本医療費助成の要件として確認する医療保険給付関係情報を規定するものでございます。

次に、(3)省令改正に伴う引用条文の整理です。条例で引用している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の第157条第18号に規定する事務が第19号に号ずれしたため、引用箇所を改正いたします。

項番3、今後の予定です。6月、個人情報保護委員会に情報連携に係る届出を行い、同委員会による審査、システム連携に係る設定作業等の後、令和9年2月から情報連携を開始いたします。

報告事項の説明は以上となります。

恐れ入ります、資料2ページをご覧ください。続いて、第16号議案についてご説明いたします。報告資料でご説明しましたとおり、庁内連携する事務を規定している別表第2の8の項に

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

大気汚染医療費助成に関する事務を新設し、医療保険給付関係情報を連携できる情報として規定いたします。また、省令改正に伴う引用条文の整理として、別表第3の6の項に現行第157条第5号から第18号までと規定しているところ、第157条第5号から第17号まで及び第19号に改めるものでございます。

最後に、3ページに記載の附則をご覧ください。別表第2への事務の追加は、独自医療事務として規定する東京都の条例の施行日と合わせて本年10月1日から施行とし、別表第3の引用条文の整理は省令改正の施行日と合わせて本年4月1日といたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

委員長 それでは、第16号議案及び報告事項について、ご審議願います。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

委員長 次に、案件第9、第17号議案、東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は、理事者報告事項、総務部の4番、給与制度の改正についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、このように決定いたしました。

それでは、第17号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

人事課長。

飯田辰徳 人事課長 それでは、第17号議案及び報告事項、総務部の4番についてご説明申し上げます。

初めに、報告事項、給与制度の改正についてでございます。

資料14をご覧ください。項番1、改正の目的でございます。このたび令和7年特別区人事委員会の職員の給与等に関する報告に基づき、職務、職責をより重視した張りある給与制度を実現するとともに、職員の昇任意欲の醸成を図るため給与制度を改正するものでございます。

次に、項番2、改正の内容でございます。(1)管理職員に係る給与処遇の改正です。管理職員に係る職務、職責の重要度が增大していることを踏まえ、職務、職責をより重視した給与

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

制度の実現及び早期昇格者の処遇改善を図るものでございます。

給与表の改正についてです。本件につきましては、令和7年12月3日開催の本委員会で既に報告済みではございますが、今回はその改正内容の実施時期等を合わせてご報告申し上げます。改正する給料表は行政職給料表（一）5級から7級、医療職給料表（二）5級、医療職給料表（三）5級の適用を受ける管理職員の給料表でございます。まず、ア、行政職給料表（一）についてです。5級（課長級）について、5級1号給から32号給までをカットし、初号水準を引き上げるものでございます。これにより早期昇格者の処遇を改善するものでございます。6級（部長級）について、6級1号給から39号給までをカットするとともに、40号給から89号給までを9号給構成に見直いたします。また、昇給は勤務成績が特に良好と認められた場合に実施いたします。7級（総括部長級）についても6級職と同様の考え方で改正するものです。なお、イ、医療職給料表（二）及び（三）については行政職給料表（一）との均衡を基本に改正いたします。

管理職手当の改正についてです。行政職給料表（一）、医療職給料表（一）、（二）及び（三）の適用職員に係る管理職手当について改正いたします。改正後の金額及び引上げ額については資料記載のとおりです。

恐れ入ります。2ページの中段をご覧ください。管理職員特別勤務手当の改正についてです。国の取扱いとの均衡を踏まえ、勤務実態に応じた適切な処遇を確保するため、深夜勤務、平日の支給対象時間帯を拡大いたします。現行の午前零時から午前5時までの時間帯から午後10時から翌日午前5時まで拡大するものでございます。

（2）技能・業務系職員に係る給与制度の改正についてです。職務給原則のさらなる徹底を図り、昇任意欲の醸成を図るため給料表を改正いたします。特に若年層との処遇改善と3級から4級への昇任に伴う処遇改善を重視し、職務責任に見合った給与差を設定するものでございます。

（3）差額支給の取扱いについてです。平成30年行政系人事制度改正に係る給料表の切替えに伴う差額支給について、令和8年3月31日をもって廃止いたします。

次に、項番3、実施時期についてでございます。令和8年4月1日から実施いたします。

最後に、項番4、改正する条例でございます。東京都台東区職員の給与に関する条例を改正するものでございます。

以上が報告事項でございます。

続きまして、第17号議案について、新旧対照表についてご説明いたします。

恐れ入りますが、3ページをご覧ください。今回の改正は、ただいまご報告した内容について改正を行うものでございます。

主な改正内容でございます。第6条第4項は、部長級及び統括部長級職員について、勤務成績が特に良好と認められる場合に昇給を実施することを定めたものです。

第18条の3は、管理職員特別勤務手当の改正について定めたものでございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

恐れ入ります。4ページをご覧ください。新旧対照表の一番下、別表1から第5につきましては、本報告内容を踏まえた給料表の改定を行うものでございます。詳細は後ほど、別添の給料表をご確認ください。

表のすぐ下、附則をご覧ください。第1項、本条例の施行日は、令和8年4月1日からとなります。第2項から5ページの第6項までは、給料表の改正に伴う職務給及び号給の切替えに係る経過措置を定めたものでございます。附則第9号は、平成30年行政系人事制度改正に係る給料表の切替えに伴う差額支給を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

委員長 それでは、第17号議案及び報告事項について、ご審議願います。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承ください。

委員長 次に、案件第10、第18号議案、東京都台東区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は、理事者報告事項、総務部の2番、行政委員の報酬の改定についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第18号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

総務課長。

福田健一 総務課長 それでは、第18号議案、東京都台東区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

初めに、報告事項、総務部の2番、行政委員の報酬の改定についてをご説明いたします。

資料12をご覧ください。項番の1、趣旨でございます。令和7年12月に議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額について引上げの改定をしたところでございますが、議員及び特別職との均衡を図る観点から行政委員の報酬を改定するものでございます。

次に、項番の2、改正する条例でございます。改正する条例は記載のとおりでございます。

次に、項番の3、改正案でございます。議員の議員報酬の額及び特別職の給料の額と同程度の上げ幅で行政委員会の委員の報酬を記載のとおり改正するものでございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

最後に、項番4、今後の予定でございます。改正議案につきまして、この後説明をいたしますが、ご決定賜りました後に令和8年4月1日施行の予定でございます。

報告事項については以上でございます。

続きまして、第18号議案についてご説明をいたします。ただいま報告事項でご説明した内容の改正となっております。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。説明は以上でございます。

委員長 それでは、第18号議案及び報告事項について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 よろしいですね。

これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

委員長 次に、案件第12、陳情6-6、原発ゼロと再稼働反対についての意見書の提出を求めることについての陳情を議題といたします。

本件は、前回の委員会で継続審査となったものでありますが、1月26日、陳情者が取下げ願が提出されましたので、事務局次長に朗読させます。

(櫻井議会事務局次長報告)

委員長 本件については取下げを許可いたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 それでは、本件については取下げを許可し、審査を打ち切りとすることに決定いたしました。

委員長 次に、案件第13、陳情8-2、すべての原発の停止及び再稼働反対の意見書の提出を求めることについての陳情を議題といたします。

本件は新たに付託されたものであります。

事務局次長に陳情の趣旨を朗読させます。

(櫻井議会事務局次長報告)

委員長 それでは、本件について、ご審議願います。

秋間委員。

秋間洋 委員 今度のね、来週ですか、3月11日で15年になるわけです。やはり事故を振り返って、しかも今、この原子力緊急事態宣言というのはまだ取り下げられていない、終わって

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

はいないわけです。デブリは取り出せず、廃炉の道というのは、これは全く見えないという状況であります。2万人以上の方がふるさとに帰れないという、もう二度と起こしてはならない原発の事故を振り返ったときに、やはり地震大国の日本で、これは再稼働や、あるいは新增設などは本当に認めるべきではないという思いを今新たに3月11日が来るというふうに思います。

前回の議会以降あった、大きく私は2つ印象にあるのは柏崎刈羽原発が1月21日に再稼働した途端、制御棒の作動装置がこれがきちんと機能しないという問題で2回繰り返されていると、あと先月には職員がテロ対策の秘密文書をスマホでコピーをして、これを関係者にだけけれども、十数人に送ってしまうという、また東電の非常に不祥事が柏崎刈羽で問題になりました。これ、多分ずっと繰り返すんだと思うんです。モラルハザードがここまでいくと取り返しはつかないんですね、ガバナンスが効かないのが東京電力というのはもう本当にそうなってしまっています。

浜岡原発、中部電力ですけれども、これは基準地震動の、陳情にもありますけれども、この改ざん、作為ある改ざんですね、数値を、地震がこのぐらいの揺れが来るというの数値の作為ある、意図ある改ざん、しかも規制庁はこれを見抜けないということ自ら認めているって、もう救いようがないじゃないですか、これ、もうどう見たって、過酷事故を起こす危険をまたはらみながら、廃炉のめども立たず進んでいくのかという、こういうことです。やはり私はこれは、私も半年後ぐらい、3.11の半年はたっていないんですけれども、後に救援で行ったときに、未来を開く原子力エネルギーというね、いわきだとか、ああいうところに、いわきじゃないや、もうちょっと、広野町か、あそこに立っているわね、こうやってね。あれがもう本当にむなしというの、また同じことをやるのかということで、やはり私はこれはモラルハザードだと思うんです、子供たちの教育によくない、本当にそう思います。

例えばその大きな原因になったのは、今の除染とかインフラ整備、事故後のですね、これを国がやりますから東電はもう免責というふうにしてしまいました。こういう国がモラルハザードをあれしていたんです。東電は、あんときに倒産しなければいけなかったんですよ、もう。そういう点では、しかも今回振るっているのは、何で柏崎刈羽を再稼働させたかといったら、東電の責務は稼ぐことだと、それが福島事業への貢献なんだというのが、これが政府の見解でしょう。本当にどこまでふてぶてしいのか、金をばらまけば政治家は買収されると思ってんですよ。そういうまさに福島で苦しむ人たち、今でもたくさん残っている、そういう人たち、東電もって稼いで福島に貢献してくださいっていったって、免責なんだから、これがモラルハザードといわず何というのかという点では、これはもう今非常に異常な事態になっています。原発の再稼働も翼賛体制で進めるという異常を、やはりこの地域で一番命に向かい合っている私たち地方議会が組んで、こういう陳情はきちんと採択をしていくという歩みがそういう力のある、お金のある企業の手足を縛っていくというふうに私は思いますので、そういう点では陳情は採択ということをお願いしたいと思います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 早川委員。

早川太郎 委員 これは新しい陳情なんですけれど、1から5ですか、のところが、前回の陳情とは変わっているところで、その辺新しい陳情を書かれているということなんですけれど、最後のところの陳情の要望案件に関しては、全て原発の停止及び再稼働をやめさせるため政府に意見書を出してくれというところは変わっていないので、今までも我が会派ずっと言っていますけれども、そこに関してはまだちょっと、秋間委員がおっしゃっていることは、私よく分かるんですけれど、脱原発に向けて本当に原発をどうやめていくかというところは大変重要なことだと思っていますし、行く行くはそうになっていただきたいと思っていますけれど、今の段階でそれを区議会として政府に上げるのかというと、そこはうちとしてはまだと思っているので、継続をお願いします。

委員長 ほかに。

寺田委員。

寺田晃 委員 うちの会派もやはりこの陳情の最後のところ、全ての原発の停止及び再稼働をやめさせるためということで、直ちにというところが全ての原発をとということで、直ちにというところがなかなか理想と現実というんですか、現実のことを考えますと火力発電の依存を増やしたり、電気料金の上昇とか様々問題が出てくるということもありまして、現状ではやはり継続をさせていただきたいということをお願いいたします。

委員長 田中委員。

田中宏篤 委員 こちらの陳情、今先ほど取り下げられた陳情と中の項目が変わって、ただ結論としては同じ陳情なのかなというふうに思っております。その中で、やはり日本のエネルギー政策という部分においていうと、なかなか原発の危険性というのは確かに3.11以降非常に重いものがあるというふうには受け止めてはいるんですが、ただ、エネルギー政策の中で、じゃあ例えば今回イラン情勢の中で原油の輸入がどうなるかという不安点等々もありながら、じゃあベストミックスをどう探していくかというところは、なかなかすごく難しいのかなと、高市政権になりまして、じゃあ例えば核融合炉の開発だとか、新たなエネルギー政策においても進めていく中で、やはりそういったエネルギー安全保障というところにおきまして、今現状の中で原発の一定の立ち位置というのもあるというのも事実だと思っております、これはそこに関してはもうすぐに危険性を感じながらも、じゃあそれをすぐやめられるかというとなかなか難しい状況にあるなというのは、今までと一貫した立ち位置です。ですので、そういった観点からいうと、やはり本件に関しては継続主張をさせていただきます。以上です。

委員長 富永委員。

富永龍司 委員 新たに出された今まで皆さんと同じで、陳情であることですが、要望的には即時停止ということだったので、我が会派としても将来的には確かに原子力発電所に替わるものが必要だと私も思っておりますが、現状としてはいろいろな課題があるということは変わりませんので、この陳情に関しては継続とさせていただきます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 秋間委員、よろしいですか。

秋間洋 委員 継続で。

委員長 いいですか。

これより採決いたします。

本件については、継続の意見が多数でありますので、継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

委員長 次に、案件第14、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

おはかりいたします。本委員会の特定事件については、議長に閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、本委員会の特定事件の継続調査については、そのように決定いたしました。

委員長 次に、本委員会の行政視察の報告書について申し上げます。

昨年10月に実施いたしました兵庫県姫路市、伊丹市及び神戸市への行政視察についてのこのたびの正副委員長にて報告書(案)を作成し、配付させていただきました。この案文について、ご意見がありましたら正副委員長までお知らせください。調整後、議長に報告をいたします。その後、議長が全ての委員会報告書を取りまとめ、台東区議会委員会行政施策報告書として全議員及び理事者に送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

委員長 以上で案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

なお、年月日、委員長名、議長名及び陳情者の住所、氏名の朗読については省略いたします。

(櫻井議会事務局次長朗読)

委員長 次に、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

なお、同じ所管からの報告については、一括して聴取いたします。

初めに、組織改正について及びフリーアドレスのモデル実施について、企画課長、報告願います。

企画課長。

川田崇彰 企画課長 それでは、組織改正についてご説明をいたします。

資料1をご覧ください。本件は、令和8年4月1日付組織改正の(案)でございます。資料

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

中の新旧対照表は、右側が現行、左側が改正後のものがございます。

初めに、項番の1、文化産業観光部です。公益財団法人台東区産業振興事業団については、区からの移管事務の円滑な執行のため管理職員を派遣していましたが、現在の安定的な事業執行を鑑み、参事（公益財団法人台東区産業振興事業団）及び副参事（公益財団法人台東区産業振興事業団）を廃止するものです。

恐れ入ります。2ページをご覧ください。次に、項番2、都市づくり部です。都市づくり部において検討を進めている上野駅周辺の都市基盤整備の再編は、複数の鉄道事業者及び関係機関が関与をしており、高度かつ横断的な調整が求められます。また、同地区における主要な取組であるエントランス街区、市街地再開発事業と都市基盤整備を一体的に進めることにより、拠点としての機能強化と事業全体の整合性の確保が図られます。そこで、上野駅周辺における拠点形成を推進する観点から同地区まちづくりに関する総合的な調整及び推進体制を強化するため地域整備第一課を所管する拠点まちづくり担当を新設いたします。

ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

続きまして、フリーアドレスのモデル実施についてご説明いたします。

資料2をご覧ください。項番1、概要です。フリーアドレスのモデル実施につきましては、令和6年度から4階執務室の一部で開始し、令和8年4月にはこども家庭部及び教育委員会で導入を予定しており、現在準備を進めているところです。これまでの取組の中で、コミュニケーションの活性化や省スペース化など、職場環境の改善に良好な効果が確認されており、今後規模や業務類型が異なる部署での効果を検証していくためモデル実施を拡大するものです。

項番2、フリーアドレス導入後の実績です。コミュニケーションの活性化といった定性効果に加え、表に記載の定量効果が確認されております。表をご覧ください。デスク等の入替えに伴いフリーアドレス導入後16.4平米、導入エリアの約15%に当たるスペースが生じました。この生じたスペースを使って、2点目にあるフリーアドレス用の打合せスペースを設けました。年間361時間の予約実績となり日常的に活用できております。一方で、本庁舎の会議室予約時間数は導入前は年間151時間だったものが、導入後88時間に減少し、フリーアドレス用の打合せスペース活用が会議室利用の減少に効果があったことが確認されました。また、打合せスペースでモニターを活用することも多いことから、紙の印刷枚数も年間約15万3,000枚から10万4,000枚に減少しており、ペーパーレスにもつながっていることが確認されています。そのほかこれまでの実施内容を踏まえ、庁内でのフリーアドレス運用ルールを策定しました。一方で、職員の席が固定されていないため、他所属からの電話の取次ぎに課題があることが分かっております。

項番3、令和8年度の取組です。庁舎6階、環境清掃部、庁舎8階、情報政策課、情報システム課にてモデル実施を拡大し、フロア全体や業務内容が類似する部署での導入効果を検証します。あわせて、電話の取次ぎに関する課題の解消を図るとともに、検証項目の追加や共通ルールの更新を行い、モデル実施における検証結果のさらなる蓄積を図ってまいります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

恐れ入ります。2ページをご覧ください。項番の4、予算額(案)は1,281万7,000円となっております。

項番の5、今後の予定です。4月に6階、こども家庭部、教育委員会にて導入、8月には6階、環境清掃部、8階にて導入する予定です。

長くなりましたが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 初めに、組織改正について、ご質問がありましたら、どうぞ。

秋間委員。

秋間洋 委員 文化産業部のほうは認めます。都市づくり部のほうなんですね、問題は。先ほどの説明だと、上野地区のまちづくりの基盤整備ということと、あとそのためには多様な交通事業者等との調整とかということが言われました。あとエントランス街区の再開発ということが、機能強化ですね、ここの辺のところと言われました。しかし、これは上野に限ったことではなくて、浅草だって同じなわけですよ。そういう点では確かに上野は庁舎があるし、台東区の入り口というか、そのようなところはあるけれども、しかしここ、部長職つくって、部つくって、部長1人、課長1人という、そういう組織にするというのは今1対1というのは多分ここだけになると思うんですけど、今まではあったのは知っていますけれど、ということになりますよね。そういう点では私はこれは妥当なのかという点では根拠が薄いということと、あと今まちづくりの政策というのは、この間私はずっと指摘してきたけれど、非常にコンサルに委ねるといふか、外部に委ねるといふことで、本当に5階の職員、えらい頑張っていますよ、だけれどもそういう専門家の人たちの中から沸き上がっていくような業務というのは、何ていうんですかね、幹部職員をつくって、それがいくものなのかなというのは非常に疑問があります。コンサルもたくさんこの点使ってしまうし、そういう点では、あとせっかくこの理解ではまちづくり基本条例が出るわけでしょう、あれは目玉は住民のまちづくりへの参加というのを促すということじゃないですか。それとこれは政策的に私はベクトルが逆なんじゃないかと、つまり区の幹部職員1つつけて、それは多少交通事業者との調整役とかそんなのはやるのかもしれん、でもやるとしたら、これ、国や東京都からまた呼ぶのかということになる。これはもう絶対反対、やはりそういう点では、私はこの組織改正については、5階のほうの都市づくり部の拠点まちづくり担当については了承できないという意見は申し上げておきたいと思います。

委員長 よろしいですね。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

次に、フリーアドレスのモデル実施について、ご質問ありましたら、どうぞ。

寺田委員。

寺田晃 委員 これから6階のこども家庭部、教育委員会、また環境清掃部、情報政策課、情報システム課というふうに広げていくということなんですけども、企画のこの委員会で視

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

察、フリーアドレスのたしか行って来たと思うんですけども、私自身、一般企業にも勤めた経験ございまして、フリーアドレス経験もありました。特に見に行ったときに気になったのが、打合せ場所というんですかね、フリーアドレスの島のほかに同じフロア内で打ち合わせする、簡易的な打合せというんですかね、見に行ったところでは物すごくオープンで集中して打ち合わせできるのかなと思うぐらい、スペースも限られたスペースでしたので仕方ないのかなと思って見てきたんですけども、今回4階のほうで既に打合せスペースやってらっしゃるということで、私もなかなか見る機会がなかったので、今朝見させていただきました。すごい感心させていただきました。分かりやすく端的にいうと、居酒屋さんでいう半個室と個室という感じで、例えばよろしくないかもしれないんですけども、本当に集中して打合せできるスペースだなというふうに感じました。

ただ、これから広げていく教育委員会とか環境清掃部、情報政策というところで、完全個室ですと、いるのかいないのかも分からないし、半個室ですと、この人はここにいるんだなというのが分かっていいのかなという感じのところなので、4階と同じようにレイアウトしていくのかどうか分からないんですけども、部署に応じて打合せ場所の造りも考えていくのかなとは思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

委員長 企画課長。

川田崇彰 企画課長 ありがとうございます。

本当におっしゃるとおりで、6階のほうも今後ミーティングブースと個室ブースを入れていきますが、それも北側と南側にもそれぞれ配置をしてということで、8階のほうも、今もハイカウンターとかを入れておりますが、そこにミーティングブース入れられるか、個室ブース入れられるかというのもしっかり検討はしていきたいと思っておりますので、ちゃんとそれぞれレイアウトに応じて働きやすい環境というのはつくっていきたく思っております。

委員長 寺田委員。

寺田晃 委員 あとこの表ですね、見させていただいたときに、会議室を使う時間がこのように減ったりする、効果があるのかなとは思いますが、ちょっと危惧するところが、打合せスペースの利用時間が361時間ということで、逆に打合せが増えているのかなって、情報交換とかコミュニケーション的にはいいことなのかもしれないんですけども、個人で働く時間が、これ、減っているわけなので、打合せが増えていて、果たしていいのかなというちょっとそれが危惧するところなんですけれども、部署部署によって仕事の仕方も違うと思いますので、それなので、職員の皆さんのご意見聞きながらうまく進めていっていただきたいと思っておりますので、これは要望でお願いいたします。以上です。

委員長 よろしいですね。

(発言する者なし)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 次に、台東区指定管理者制度運用指針の改定について及び区有施設の使用料に関する基本的な考え方の改定について、経営改革担当課長、報告願います。

経営改革担当課長。

三谷洋介 経営改革担当課長 それでは、まず企画財政部の4、台東区指定管理者制度運用指針の改定についてご報告いたします。

資料3をご覧ください。初めに、項番1、目的です。近年、工事の入札不調や工期の延長などによる工事期間の変更が散見されております。このほか施設の在り方の見直し等により短期間の指定期間となる場合が想定されます。このようなやむを得ない事情を理由に短期間の指定を行う場合において、選定の方法を簡略化することで制度の安定的かつ効率的な運営を図るものでございます。

項番2、指針の改定内容です。現在の運用指針では、3(2)において施設の在り方の見直しや改修等の事情によって指定期間があらかじめ5年より短くなることを見込まれる際には、非公募による選定を認めております。この規定を根拠として非公募による選定を行う場合であって、かつ指定期間が1年以内となるような場合には選定委員会の構成員を区職員のみに行うこととするものでございます。

詳細は恐れ入りますが、10ページの別紙2、新旧対照表をご覧ください。表の右側が現行の規定、左側が改定後の規定となっております。このうち9(4)非公募による選定において、非公募による選定を行おうとする場合は(1)に準じて外部有識者と職員で構成する選定委員会を設定することを規定しております。これに例外として、3(2)の規定に基づき非公募での選定を行う場合であって、指定期間が1年以内となる場合には、委員は区職員のみで構成とすることができる旨を規定いたします。

恐れ入りますが、1ページの資料1にお戻りください。項番3、今後の予定ですが、改定後の本指針は、令和8年4月1日からの適用を予定しております。

台東区指定管理者制度運用指針の改定についてのご説明は以上でございます。

続いて、企画財政部の5、区有施設の使用料に関する基本的な考え方の改定についてご報告いたします。

資料4をご覧ください。項番1、目的は、現在区有施設の使用料に関する基本的な考え方では、小人料金の対象の原則を中学生以下としておりますが、一部では高校生以下を対象とするなど施設間で差が見られております。また、近年子育て支援施策における支援対象を高校生まで広げる例が見られます。このため子育てに係る経済的負担も踏まえて区有施設における小人料金区分の対象を見直し、料金区分の統一を図るものでございます。

項番2、基本的な考え方の改定内容です。小人の料金区分の対象について、原則として小学校の児童並びに中学校及び中等教育学校(前期)と規定をしているものを、高校生等相当年齢まで、具体的には18歳到達後の最初の3月31日まで広げるものでございます。詳細は後ほど別紙1、新旧対照表をご参照いただければと思います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

次に、項番3、料金区分の改定予定施設の一覧です。恐れ入りますが、4ページの別紙2をご覧ください。今回の基本的な考え方の改定に伴い、料金の改定を行う施設はこちらに記載のスポーツ施設4施設のプール利用料等と、少年自然の家「霧ヶ峰学園」の宿泊使用料等となります。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。項番5、今後の予定ですが、今回の改正は、令和8年4月1日から施行し、同日から対象の各施設において新料金での運用を開始する予定でございます。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 初めに、台東区指定管理者制度運用指針の改定について、ご質問ありましたら、どうぞ。

秋間委員。

秋間洋 委員 指定管理者制度の様々なひずみが、この間特に福祉関係で出てきているというふうに見えています。まず竜泉特養の指定管理者、優先交渉権者だった法人が、これが撤退して、事業団が行く、あとそれを玉突きのように、浅草特養と地域包括支援センター、デイサービス等のあそこが急遽撤退せざるを得なくなるという、ですから、今回指定管理のこういう言葉悪いけれど、簡略化みたいなものというのは、私はやはり基本的には認めたくないということがあります。ただ、これは限定的なものでありますので、そういう点では反対はしませんけれど、ただ、既に去年の4定でやったフロム千束ですか、これについてはもう実際にこういうことやっているわけじゃないですか、公募の選定委員会つくって、外部委員会委員をつくって、これやっているというんじゃないわけで、そういう点では後追的に見えるんですね。ただ、私、確認したいのは、フロム千束だって議会通しましたよ、ちゃんと。ちゃんとというか当たり前なだけけれど、法律の定めだから。だけれども、これからも指定管理者の運用指針の改定は、これは認めますけれども、しかし、やはり厳格に指定管理者制度というのは私は揺らいで、これからもさらに揺らくと思うんです。非常に悪いけれども福祉という意味じゃないですよ、様々な質の悪いそういう事業者が指定管理に群がるという事業者が企業の中で出てきていますので、そういう点ではこの辺は私は厳しく、まず最低でも議会の公募の選定委員会をシク職員というものがあつたとしても、例外的にあつたとしても、必ず議会を通すという、その辺はどうですか。

委員長 経営改革担当課長。

三谷洋介 経営改革担当課長 まずこちらの今回新設、移行する規定につきましては、今後方針適用を開始するものでございまして、これまでの選定においては同じような取扱いをしたものはございません。こちらの規定を適用する場合においても、委員おっしゃっていただいているとおり、指定の議案については議会のほうにご提出をさせていただいてご審議いただく予定でございます。

委員長 秋間委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

秋間洋 委員 じゃあ、私、誤解していたということかな。フロム千束もちゃんと公募委員でやったということ、ごめんなさい、じゃあそれは私の早とちりで、もう既にやられてしまったのかなという、そういう感じしたんで、それは私、謝ります、すみません。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

次に、区有施設の使用料に関する基本的な考え方の改定についての、ご質問ありましたら、どうぞ。よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 昼食時になりましたので、ここで休憩したいと思います。午後は1時に再開いたします。よろしく願います。

午後 0時00分休憩

午後 0時59分再開

委員長 それでは、ただいまから、企画総務委員会を再開いたします。

委員長 次に、スマート窓口システムの導入について及び台東区DX推進計画について、情報政策課長、報告願います。

情報政策課長。

小野田登 情報政策課長 それでは、企画財政部の7、スマート窓口システムの導入についてご説明いたします。

資料7をご覧ください。項番1、目的です。住民異動に際しては、異動届に加え、世帯構成に応じた様々な手続を必要とし、それぞれの届出書に氏名や住所等を記入する必要があります。また、異動届の受理に際しては、職員側で行う住民登録の審査やシステムへの入力などにより、結果として待ち時間が発生し混雑の原因の一つとなっております。そこで、手続時の記入負担の軽減や事務処理の効率化による待ち時間の短縮等を図るため、スマート窓口システムを導入いたします。

項番2、概要です。(1)対象手続は、戸籍住民サービス課で行う異動届及び印鑑登録の手続です。

(2)システムの主な機能と効果です。表の については、異動届などをシステム上で作成、印刷する機能となります。その作成に当たって、住民記録システムや転出証明書等から氏名や住所、生年月日などをデータで取り込み、異動届に反映させるとともに、それ以外の情報は職員が窓口で聞き取りながらシステムに入力し印刷いたします。届出者は印刷された届出書の内容を確認し、署名するのみとなります。

次に、手続ガイダンス機能は、届出者に応じた異動届以外の必要な手続を洗い出す機能となり、円滑な手続案内を実現するものでございます。なお、参考として、システム導入に伴う

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

業務の流れを別紙に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

続いて、(3)その他です。本システムの活用範囲について、まずは住民異動等の手続へ導入し、状況を見ながら他の手続、窓口への拡大を図ってまいります。

恐れ入ります。次のページをご覧ください。項番3、予算額(案)は9,436万6,000円を計上しております。

項番4、今後の予定は、システム事業者を公募型プロポーザルによる選定の上、運用開始は令和9年1月を予定しております。

本件についての説明は以上でございます。

続きまして、企画財政部の9、台東区DX推進計画についてご説明いたします。

事前資料2をご覧ください。項番1、パブリックコメント実施結果です。

3ページの別紙1をご覧ください。ご意見は行政手続のオンライン化の推進や高齢者へのスマートフォン操作に関する支援、セキュリティ対策など、4名から計4件をいただきました。区の考え方を含め詳細につきましては後ほどご覧いただければと存じます。

恐れ入ります。資料1ページにお戻りください。項番2、中間のまとめ(案)からの主な変更点でございます。表の項番1について、新年度の予算の編成準備に伴い、中間のまとめでは計算していなかった施策や取組を、に記載のとおり、2施策10取組を追加しております。また、からに記載のとおり、施策ごとに取組の推進で目指す将来イメージを追加したほか、各取組への事業計画の記載、評価指標の追加等を行っております。

表の項番2、3については、取組に位置づけている児童・生徒の育成について、教育現場の働き方改革について、それぞれ生成AIの活用等を追加しております。

恐れ入ります。次のページをご覧ください。第3章資料編に区民アンケートやパブリックコメントの結果等を追加しております。

項番3、計画(案)については、別紙2にございます。後ほどご覧ください。

項番4、今後の予定について、3月下旬に発行してまいります。

長くなりましたが、報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 初めに、スマート窓口システムの導入について、ご質問がありましたら、どうぞ。

田中委員。

田中宏篤 委員 こちら、スマート窓口の導入システム、非常に楽しみにしているんですけど、ちょっと細かい点で1点確認したいんですけども、この図表の中で、流れの部分があるんですが、これ、一番最初に発券をして、届出書にその方の情報がある程度転記された状況で出てきて、それを窓口を持っていくという、これはあれですよね、窓口に行くと、それがもう発券されてその場でサインするという形でしたっけ。

委員長 情報政策課長。

小野田登 情報政策課長 まず発券していただいて、呼ばれたら窓口に行っていて、その窓口において転出証明書等からデータが取り込まれているような状況で、それを活用して

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

出力をするという流れとなります。

委員長 田中委員。

田中宏篤 委員 すみません、ここでその場でほぼほぼ入力されて出てくるという形だとは思いますが、例えば全てにおいて登録されているわけじゃないので、ここで本人の記入する部分というのは出てくるとは思うんですけども、それは大体どの程度の情報量というか、要は自分で書き込まなければいけない部分というのを、どの程度ちょっと想定されているのかというところを1点教えてください。

委員長 情報政策課長。

小野田登 情報政策課長 届出者の記入につきましては、基本的にはございませんで、内容を確認して署名するのみとなっておりますけれども、職員が窓口でヒアリングする項目としましては、例えば母子手帳の保有の有無ですとか、障害者手帳の保有の有無なども確認をしていくという流れとなっております。

委員長 田中委員。

田中宏篤 委員 分かりました。これ、従来よりは確実に早くなるとは思っているんですけど、そこでのやり取りが長引いてしまうと、そこでの停滞を招いてしまうという可能性はちょっと懸念をしまして、ただそれは実際にやってみないと分からない部分ではあると思うんですけども、ただ、じゃあこのシステム導入後の流れが絶対ではないと思っていて、そこからの拡張性というのもある程度もっと効率化できる部分というのが出てくる可能性はあると思っています。なので、事業者選定の際にその辺のこれがどう、ブラッシュアップできる余地って多分システムごとにあると思うんで、そういったところまで踏まえた上で事業者選定を行っていただければという要望だけさせていただいて、以上です。

委員長 よろしいですか。

(発言する者なし)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

次に、台東区DX推進計画について、ご質問がありましたら、どうぞ。

早川委員。

早川太郎 委員 今回の報告、最終案ですね。これもしっかり前のやつと含めて見比べさせていただきました。前回の中間のまとめのときにいろいろ意見言わせていただいて、例えばこの報告の中間のまとめのほうの変更点にも書いてありますけれど、施策8のまちづくりDX、まちづくりプラットフォームの効果追加されたりとか、施策14の教育現場におけるICTを活用した働き方改革、ここでも生成AIの活用などが追加されていたりとか、あと施策後の子育てDX、これももともとこどもDXというところが子育てになっていたりと、あと北上野の話もさせていただいたときに、ここには載っていないですけど、文言の中でちゃんと触れられている、さらに新規予算分が追加されたこともあるんだと思っていますけれど、施策数も増えているし、取り込み数も11ですかね、追加されている。さらに施策ごとに目指す将来イメージと

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いうのもしっかり、その3年間ではここまでだけれど、将来的にはこういうふうを目指していくんですというところの文言の記載もちゃんと入っていて、本当に短い期間の中で頑張ってくれたんだなと思って評価していますが、さらに細かい仕様については意見を言わせていただいたんですけど、改善難しかったなと感想だけ。

それで、1件だけ個別の話させていただきたいんですけど、施策12のA Iの活用とか、例えばその17の人材の育成とかに関わることなんですけど、この委員会で昨年神戸に視察に行ってきた、本当に神戸はすごく進んでいて、その中でいろいろお話を伺った中で、例えば人材育成とかノーコードツール、またはB Iツールとか、などの活用で大変有意義な取組を行っているなって感じたのは、職員の査定項目に業務改善を明確に位置づけていたりとか、あとグループウェアのチャット活用、簡単にいうと、例えばノーコードツール活用みたいところで、職員のグループチャットが立ち上がっていて、その中でやっていてちょっと分からないようなことがあったら、それを分かる人、もともとは最初はD Xリーダーというんですか、が、答えを書いていたりとかしながらも本当に気軽に相談できるような取組みしているというのがすごく印象的でした。

区の職員の査定においては、例えば業務改善は、今、業績評価とか能力評価の中で評価されると思っているんですけど、そこを評価者の主観的な判断によるものが大きいのかなって思っていて、必ずしもそれが駄目だというわけではないんですけど、D Xについての取組については、職員に意欲を持って取り組んでもらうために評価の基準を明確化する、そういった選択もあっていいんじゃないかなと思っていますし、先ほど申し上げたグループウェアのチャット活用というのは部門を超えて聞きたいときに聞きたいことを、ハードル低いことを聞ける環境をつくるということだと私は理解していて、未活用のアプリを導入することに対するハードルが下がることの効果がとってもあるんじゃないかって思っています。ですので、別にこのD X計画に記載していただかなくてもいいんですけど、ぜひとも区でもその辺検討していただきたいと、これは要望して終えます。以上です。

委員長 寺田委員。

寺田晃 委員 この推進計画、報告については了承です。私が、党としても、会派としてもお願いしていたシステム監査が計画の中に入れていただいたので安堵しているところなんですけれども、以前質問させていただいたときに、G o v T e c h東京に参加しているというお話も伺ったんですが、この計画の中ではどういう方向性で進めていくかだけ、ちょっと念のため教えてください。

委員長 情報政策課長。

小野田登 情報政策課長 お答え申し上げます。

まずシステム監査の実施に向けましては、現在C I O補佐業務委託事業者からの支援を受けるとともに、G o v T e c h東京における検討会への参加ですとか、また、専門的な内容を相談できる総務省の地域情報化アドバイザー制度を活用しながら多角的に情報収集して検討を進

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

めているところでございます。

今後の予定としましては、計画に記載のとおり、令和9年度からの実施としておりまして、その前年度となる令和8年度におきましては、監査対象となるシステムの選定ですとか、システム活用の有効性、情報漏えい等のセキュリティ対策、また障害へのリスク対策などの監査の項目、実施方法等を具体的に決めていく予定でございます。

委員長 寺田委員。

寺田晃 委員 了承です。引き続きよろしく願いいたします。

委員長 よろしいですか。

(発言する者なし)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、公共施設予約システムの更改について及び情報システムの標準化について、情報システム課長、報告願います。

情報システム課長。

廣瀬幸裕 情報システム課長 それでは、企画財政部の10番、公共施設予約システムの更改について説明いたします。

資料8をご覧ください。項番の1、概要です。現行のシステムは、平成24年度に導入し、サポート期限が令和10年9月に終了することからシステムの更改を実施します。また、システム更改に合わせて機能強化に取り組み、利用者の利便性向上を図ってまいります。

次に、項番の2、主な機能強化の内容について、3点上げております。(1)スマートフォン画面への対応です。現在はスマートフォンでもパソコンの画面表示になるものをスマートフォンに合わせた画面で提供いたします。(2)コード決済によるオンライン支払いでは、現行のクレジット決済にコード決済を加えて、決済手段の拡充を図ります。(3)新規システムの導入などでは、資料記載の4施設でシステムを導入するとともに、小・中学校の学校開放にもシステムを導入してまいります。

次に、項番の3、予算額(案)です。令和8年度、9年度の2か年でシステム構築を進めていき、資料記載の額を計上しております。

項番の4、今後の予定です。今月プロポーザルにより事業者選定を行い、その後4月以降に契約、システム更改作業を進めて、令和10年1月から新システムへの稼働を予定しております。説明は以上となります。

続きまして、企画財政部の11番、情報システムの標準化について説明いたします。

資料9をご覧ください。項番の1、令和7年度の移行状況についてです。住民記録や税など、表に記載しております7つのシステムで年末に移行作業を行い、1月5日から標準準拠システムでの稼働を開始しております。なお、介護保険システムは2月24日、戸籍システムは3月2日に、システム開発の遅れや品質確保の観点を踏まえ、移行時期を見直して稼働しております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

項番の2、特定移行支援システムの対応についてです。(1) 滞納管理システムでは、事業者より令和8年度の移行が困難との申入れがありました。移行時期の見直しにより、令和9年度以降の移行では他の事業者での移行も見込めることから、改めて事業者選定を行い、令和9年度、令和10年1月での移行に向けて進めてまいります。

(2) 学務システムについてです。こちらも事業者より移行時期変更の申入れがあり、事業者、主管課との協議を踏まえ、特定移行支援システムとして令和8年9月の移行に向けて進めてまいります。

2ページ目をご覧ください。令和8年度以降に移行予定しております特定移行支援システムの一覧を記載しております。

項番の3、予算額(案)です。(1) 令和8年度予算額は、滞納管理システムの移行経費やデータ連携対応に係る経費として、資料記載の額を計上しております。(2) 令和7年度補正予算額では、学務システムの移行を令和8年度に見直すことから記載の経費を繰り越します。

項番の4、今後の予定です。滞納管理システムの事業者選定を進めていくとともに、令和8年度以降、順次特定移行支援システムの移行を進めてまいります。

なお、3ページ目の別紙には、区の標準化するシステムと移行時期、国の標準化対象業務の一覧を掲載しております。

長くなりましたが、説明は以上となります。よろしくお願いたします。

委員長 初めに、公共施設予約システムの更改について、ご質問ありましたらどう。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 よろしいですか。

ただいまの報告については、ご了承願います。

次に、情報システムの標準化について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、台東小島ビル改築に伴う区有施設の整備について、用地・施設活用課長、報告願います。

用地・施設活用課長。

坂本一成 用地・施設活用課長 それでは、台東小島ビル改築に伴う区有施設の整備についてご説明いたします。

資料10をご覧ください。項番1、概要です。台東小島ビルの改築につきましては、東京都による解体が完了し、現在、建設工事が進められています。今後は令和8年度に工期延伸に伴う工事費の増額等について工事費用負担協定の変更を行います。また、区有施設整備工事を発注し、令和9年度中の完了に向けて工事管理を実施します。

項番2、解体及び建設工事についてです。(1) 工事進捗状況です。3ページの別紙1の写

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

真をご覧ください。現在、躯体の基礎を施工中です。

資料にお戻りいただき、(2) 工事費用負担協定の変更についてです。令和5年度に東京都と締結した東京都発注工事に係る工事費用負担協定を変更します。のとおり、工期が延伸となりましたので協定の期間を令和9年度まで延長し、の工事費の増額の変更後の額に増額をいたします。延伸及び増額の理由はに記載のとおりです。

項番3、区有施設整備工事についてです。(1) 施設の概要です。建物構成について平面図でご説明いたします。4ページの別紙2をご覧ください。平面図はいずれも上側が西向きになります。配置図の上が清洲橋通りです。右上、地下1階が区の駐車場、右下の地下2階が東京都の駐車場になります。

5ページの左側、1階、2階の赤枠部分は保育園になります。当面は三筋保育園が施設の老朽化対策の整備を行う間、仮入居を予定しています。2階の黄色の枠がこどもクラブです。右上の3階に防災備蓄倉庫と障害者グループホームがございます。右下の4階が小島社会教育館とシルバー人材センターになります。

資料本編にお戻りください。2ページでございます。(3) 工期は、令和8年6月末から令和10年3月末を予定しています。

項番4、予算額(案)です。地下2階の都駐車場部分を区有施設工事に含めて発注するため、都からの歳入がございます。歳入歳出の予算額は記載のとおりです。

項番5、今後の予定です。本年4月以降に都発注の工事費用負担協定を変更するとともに、区発注の工事費用負担協定を締結する予定です。また、第2回定例会で区有施設整備工事の契約議案を提出し、工事着手、令和10年3月に竣工、4月以降に順次供用開始を予定しています。説明は以上でございます。

委員長 ただいまの報告について、ご質問ありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 よろしいですか。

ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、台東区発足80周年記念事業について、総務課長、報告願います。

総務課長。

福田健一 総務課長 それでは、台東区発足80周年記念事業についてご説明申し上げます。

資料13をご覧ください。項番の1、概要でございます。令和9年は昭和22年3月15日に下谷区と浅草区が合併をし、台東区が発足して80周年という節目の年に当たります。台東区発足80周年を迎えるに当たり、記念事業を展開していくとともに、令和8年度は各種PR事業等の実施及び記念誌の作成に着手するものでございます。

項番の2、事業期間でございます。事業期間は令和9年1月から12月まででございます。

項番の3、令和8年度の取組でございます。令和8年度、令和9年1月から3月までの間の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

取組といたしましては、(1)のとおり、のぼり旗、懸垂幕の設置及びロゴマークの作成等により周知、啓発を行うとともに、機運の醸成を図ってまいります。また、(2)でございますが、区の歩みやこれまでの出来事を掲載し、歴史や文化、魅力を伝える80周年記念誌の作成に着手いたします。令和9年度の発行を予定してございます。

項番の4、予算額(案)でございます。先ほどご説明をいたしました周知・啓発活動の予算として、(1)のとおり186万9,000円を、また、(2)の80周年記念誌の発行の予算として、8年度から9年度の債務負担行為限度額806万5,000円を計上してございます。

項番の5、今後の予定でございます。令和8年4月に80周年記念誌の作成に着手し、令和9年1月から80周年記念事業を開始いたします。

説明は以上でございます。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ただいまの報告について、ご了承願います。

委員長 次に、海外研修の実施について、人材育成担当課長、報告願います。

人材育成担当課長。

飯田辰徳 人材育成担当課長 総務部の5番、海外研修の実施についてご説明いたします。

資料15をご覧ください。初めに、項番1、目的についてです。海外における先進事例の視察や調査を通じて、職員の国際的な感覚と視野を養い、中長期的に区政への発展に貢献できる人材を育成することを目的として実施するものでございます。

続いて、項番2、研修概要についてです。まず、本研修については、全国市町村国際文化研修所が実施する自治体職員向けの海外研修に参加をいたします。(1)本プログラムの特色についてです。資料記載のとおり、4つの特色がございます。地域やテーマに精通した専門家が講師を務め質の高い研修プログラムを提供しています。事前学習をした上で現地訪問を行うことにより理解を深めることができます。様々な自治体の職員が参加するため意見交換等の交流を図ることが可能です。全国市町村国際文化研修所は、海外研修の実績が豊富であることや、専門家、通訳が帯同することにより確実にスムーズな現地訪問が可能です。

(2)対象者及び人数(予定)についてです。管理職昇任予定者から2名の参加を予定しています。

(3)地域及びテーマ等についてです。令和8年度の海外研修における訪問地域、テーマ、日数については表に記載のとおりです。アメリカとカナダ、フランスとスイス、韓国、以上の3つのプログラムから研修生の希望や業務状況等を踏まえ、調整の上、行き先を決定いたします。

続いて、項番3、予算額(案)については184万6,000円です。

最後に、項番4、今後の予定についてです。令和8年5月に研修生決定し、申込み、同年8

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

月から9月にかけて研修を実施いたします。

ご説明は以上でございます。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ないの。

富永委員。

富永龍司 委員 海外研修の実施について伺います。コンセプト自体はいいと思っているんですけども、実際この研修プログラムはもう大分前から全国市町村文化の研究でしたっけ、が行われていて、なんで、うちの区としては今回からは、来年度か、参加すると至ったところなんですか。

委員長 人材育成担当課長。

飯田辰徳 人材育成担当課長 答えいたします。

目的のところに記載させていただいたんですけども、我々、区の職員としましても国際的な感覚と視野を養っていく必要があるだろうということもあり、やはり中長期的な区政の発展とか、そういった職員の育成ということを考えていきたいと考えているところでございます。その関係から将来区をしょって立つ管理職の昇任予定者ということで、2名と私考えて、このタイミングであり、なおかつこの研修に、もともと国内の派遣研修のほうに参加しておりますので、このタイミングを機に、合わせて、海外研修についても実施していこうというふうに考えたところでございます。

委員長 富永委員。

富永龍司 委員 本当にいろいろな国のこういったことに触れながら、やはり区内に生かしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 田中委員。

田中宏篤 委員 こちらの、自分もJ I A Mのいろいろ利用実績等を調べまして、なかなかすごくいい研修だなと思ったんですけども、やはり国際的な感覚と視野という部分でいうと、要は海外の事例を学びに行くにはいいのかなというふうに思っているんですけども、国際的な視野とかいう言い方になってしまうと、やはりある程度の期間を要するなというのは、実はちょっと思っているんですね。これはこれですごくいい研修だと、中身は見ていないんであれですけども、ホームページ等を見る限りはすごくいい研修だなというところは思いますし、ぜひ進めていただきたいんですけども、同時に、初めての試みなので、これを見た上で担っていくと思うんですけども、先々、例えば姉妹交流都市とかがある中で、そういったところで相互の交歓だとかいうことも国際的視野を広げるという意味では、それで長期間等にわたって行ったほうが有意義な部分というのはあるのかなというふうに思っています、あくまで最初これを第一ステップとして、その後について広げていっていただきたいなというふうに思っていますが、いかがですか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 人材育成担当課長。

飯田辰徳 人材育成担当課長 お答えいたします。

まず今回このプログラムに参加していただくというところに関しましては、ある意味モデル実施というところもございます。まずは最近、海外研修行っていませんでしたので、ここで海外研修行ってみて実際どうなのかというところを把握していきたいというところがございます。また長期間の研修ということでございますけれども、長期間行けばより学びが深まる部分はある一方、やはり職場を離れる期間が増えてきます。なおさら管理職昇任予定者でございますので、庶務担当係長等になってきますので、その所属への影響というのもあるので、なかなかそこは今現段階では難しいかなというところがございます。

また、姉妹友好都市に関しましてですけれども、こちらにつきましては、どちらかというところ、人材育成という観点というよりは、やはり業務上必要な部分なのかなと思いますので、そこは所管との調整の中で考えていく必要があるかなと考えております。以上です。

委員長 田中委員。

田中宏篤 委員 分かりました。本当に今後今の社会情勢を考えると、国際感覚というのは非常に重要になってくるかと思っておりますので、ぜひそういったところ、視野含めて人材育成しっかりしていただければと思います。以上です。

委員長 いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、土地の取得について、令和8年度労働報酬下限額について及び金曾木小学校大規模改修及び増築工事請負契約等の一部変更に係る専決処分について、経理課長、報告願います。

経理課長。

田淵俊樹 経理課長 それでは、まず総務部の報告事項6番、土地の取得についてご報告いたします。

資料16をご覧ください。本件は、去る2月26日に開催の産業建設委員会において、主管課である地域整備第三課から報告をさせていただいております。

まず、項番1、取得物件です。谷中三丁目6番、六阿弥陀通りの中ほどにある土地で、取得面積は約5.5平方メートルです。

項番2、取得目的は、密集住宅市街地整備促進事業における主要生活道路A路線(六阿弥陀通り)の道路拡幅整備を行うために取得するものです。

項番3、今後の予定です。本年6月に財産価格審議会を開催し、その後、土地売買契約を締結してまいります。

本件についてのご報告は以上となります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

次に、総務部の報告事項7番、令和8年度労働報酬下限額についてご報告をいたします。

資料17をご覧ください。台東区公契約条例第16条に基づき設置した台東区公契約審議会より、令和7年12月25日付で提出された令和8年度労働報酬下限額についての答申を踏まえ、本区における令和8年度労働報酬下限額は以下のとおりといたします。

項番1、労働報酬下限額(1)工事または製造の請負契約についてです。の熟練工及び一人親方については、令和8年度の東京都における公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額とします。なお、設計労務単価が設定されていない職種については各職種と類似の業務内容の職種を準用することといたします。の未熟練工については、公共工事設計労務単価における職種、軽作業員の単価に75%を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額とします。いずれも金額等詳細につきましては、次ページの別紙にてお示しをしておりますので、後ほどご覧ください。

次に、(2)業務委託契約及び指定管理協定についてです。令和8年度の労働報酬下限額は1時間当たり1,501円とします。この額は本区における会計年度任用職員事務補助の令和7年度の給与1時間当たり1,424円に東京都最低賃金の上昇率5.41%を乗じて算定したものとなります。

項番2、周知方法についてです。区公式ホームページ及び広報たいとうへの掲載、入札参加事業者への周知文書の配付、契約受注事業者への二次元コード付周知カード等の配付により、事業者及び労働者への周知を図ってまいります。

項番3、今後の予定です。業務委託契約及び指定管理協定における労働報酬下限額については、先行して既に告示をしております。工事または製造の請負契約における労働報酬下限額についても本委員会報告後、告示をさせていただき、令和8年4月1日付の契約より適用を開始してまいります。

本件についてのご報告は以上となります。

次に、総務部の報告事項8番、金曾木小学校大規模改修及び増築工事請負契約等の一部変更に係る専決処分についてご報告いたします。

資料18をご覧ください。項番1、専決処分の対象案件です。下表のとおり、契約変更をした案件は、金曾木小学校大規模改修及び増築工事、浅草中学校昇降機新設工事の計2件でございます。各変更後の差引き増減額につきましては、資料記載のとおりです。

項番2、契約金額変更の理由は、金曾木小学校大規模改修及び増築工事につきましては、地中障害物の数量が当初の想定以上であることが施工中に判明し、撤去及び処分に係る費用が増となったため、浅草中学校昇降機新設工事につきましては、土間コンクリートの厚みが当初の想定以上であること及び地中障害物が存在することが施工中に判明し、撤去及び処分に係る費用が増となったためです。

項番3、その他です。対象案件の金額の増額につきましては、いずれも3%以内の増額であり、議会の議決を得た契約の変更に関する区長の専決処分の指定についてに基づき、令和8年

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

1月30日付で専決処分を行っております。

長くなりましたが、ご説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 初めに、土地の取得について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 よろしいですね。

ただいまの報告については、ご了承願います。

次に、令和8年度労働報酬下限額について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

次に、金曾木小学校大規模改修及び増築工事請負契約等の一部変更に係る専決処分について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、多文化共生に関する意識調査の結果について及び男女平等推進プラザリニューアルについて、人権・多様性推進課長、報告願います。

人権・多様性推進課長。

落合亨 人権・多様性推進課長 それでは、総務部報告9、多文化共生に関する意識調査の結果についてご報告申し上げます。

事前資料3をご覧ください。項番1、調査目的は資料記載のとおりでございます。

項番2、調査概要でございます。区内在住18歳以上の外国人4,000人及び日本人2,000人を無作為抽出して調査を実施しております。調査方法等は資料記載のとおりでございます。

項番3、調査結果は別添の令和7年度台東区多文化共生に関する報告書のとおりでございます。本日は概要版にて調査結果をご説明させていただきます。

恐れ入ります。ページの後ろに結合しております概要版の3ページをご覧ください。概要版では調査結果の内容を、外国人対象のものを5つ、日本人の対象のものを2つ、日本人と外国人の共通の質問を3つの合計10個のポイントにまとめてございます。

初めに、外国人を対象とした調査結果のポイントでございます。1つ目は外国人の日本語の理解度についてでございます。上の図表、外国人が分かると回答した言語の割合は日本語が最も高く85.2%ございました。下の図表、日本語の習得度についてもおおむね8割程度、日常会話ができるレベル以上でございました。多くの外国人は日本語による日常的なコミュニケーションが可能でございます。

概要版4ページをご覧ください。2つ目は区の施策に関することでございます。上の図表は、区が実施している多言語を中心とした多文化共生に関するサービスや取組の認知度、下の図表は、一般施策を含む区の施策の満足度の調査結果でございます。この結果から、外国人の中で

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

は多文化共生に関するサービス等の認知度は低いものの、区の一般施策に対する満足度はおおむね高い傾向がございます。

概要版5ページをご覧ください。3つ目は外国人相談窓口に関することでございます。上の図表は、外国人が困ったときに相談する相談先として、知人、友人など身近な人に頼ることが多い一方、下の図表、一元的な外国人窓口で相談したいことは、税金、年金、社会保険が5割を超えるなど一定の需要がございます。

概要版6ページをご覧ください。4つ目は相互理解の促進に関することでございます。上の図表は、外国人が相互理解の促進に向けて行おうと思うこと、下の図表は、相互理解の促進に向け区が力を入れるべきだと思うことの調査結果でございます。このような結果から、外国人の相互理解の促進に向けた行動意欲は高く、これを支えるために区の環境整備や支援が求められております。

概要版7ページをご覧ください。5つ目は地域活動に関することでございます。上の図表は、外国人の地域活動の参加状況、中ほどの図表は、今後参加したい活動、下の図表は、地域で活動するときの困り事の調査結果でございます。これらの結果から、外国人の地域活動への参加は低調であるものの、地域活動の担い手となり得る潜在的な外国人は一定程度存在しており、実際の参加につなげるための環境整備が求められております。

概要版8ページをご覧ください。日本人を対象とした調査結果のポイントでございます。1つ目は外国人が活躍することの必要性についてでございます。上の図表、地域で外国人が活躍することを必要と考える日本人の割合でございますが、6割を超えております。下の図表、外国人が増えることによりよくなることは、前回と比較しますと多くの項目で割合が低下しております。日本人は地域の外国人が活躍する必要性は理解しているものの、受入れに対しては慎重、消極的な意識を持つ傾向が見られております。

概要版9ページをご覧ください。2つ目は外国人が増えることに対する不安についてでございます。上の図表、外国人が増えることで不安や心配に感じることは、外国人が日本で生活するルールや習慣を知らずにトラブルが起きてしまうことなど、前回より10ポイント以上増加する項目がございました。下の図表、外国人との関係で困った経験、ごみ、資源の分け方、出し方に関するなどのルールに関することなど、前回より10ポイント以上増加する項目がございました。一方で、不安を感じる人と実際に困った経験を持つ人の割合には差が見られております。

概要版10ページをご覧ください。次に、日本人と外国人との共通設問を比較した調査結果のポイントでございます。1つ目は、相互間の交流意欲についてでございます。地域における交流に関する図表としましては、3つの共通設問を比較しますと、相互交流に関する設問に肯定的に回答した割合は、いずれの質問においても、外国人が日本人より30ポイントから40ポイント以上高くなっております。外国人は日本人との高い交流意欲を持つのにに対し、日本人は外国人との交流に消極的な傾向が見られております。

概要版11ページをご覧ください。2つ目は日常生活についての困り事でございます。上の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

図表は、外国人が困っていることの上位3つと、それについて日本人が想定する外国人の困り事の割合を、下の図表は、日本人が想定する上位3つと実際の困り事の割合の比較でございます。外国人が抱える困り事について、日本人の認識と実態との間に一定の差がございました。

概要版12ページをご覧ください。3つ目は住民相互の理解促進のために相手に求めることについてでございます。上の図表は、住民相互の理解促進のために外国人が日本人に求めることの、下の図表は、日本人が外国人に求めることの調査結果でございます。外国人が日本人に地域の一員として受け入れてほしいなどの要望が、日本人が外国人に地域の一員としての意識を持ちルールを守ってほしいなどの要望がありまして、お互いが相手に求めることの方向性については違いがございますが、双方とも地域で円滑に生活できることを望んでおります。求めるべき地域社会は一致しているものと考えられます。

以上が調査結果でございます。この調査結果を新プラン策定に活用してまいります。

恐れ入ります。お戻りいただき、2ページをご覧ください。本紙、2ページでございます。本紙というか、最初のPDF・・・2ページでございます。

項番4、多文化共生プランの策定についてでございます。(1)計画期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間でございます。

(2)検討体制、(3)予算額(案)については、資料記載のとおりでございます。

(4)今後の予定でございます。多文化共生推進プラン策定委員会及び庁内検討会で検討を重ねながら、本年第3回定例会本委員会で策定状況を、第4回定例会本委員会で中間のまとめ案をご報告させていただき、その後、パブリックコメントを実施し、令和9年第1回定例会本委員会で最終案のご報告をする予定でございます。

報告事項9番については以上でございます。

続きまして、総務部報告10、男女平等推進プラザリニューアルについてご説明いたします。

資料19をご覧ください。項番1、概要でございます。生涯学習センターの機能強化等改修工事に合わせ、建物4階の男女平等推進プラザに男女平等推進施策に係る機能強化と多文化共生を推進するための拠点を整備いたします。

項番2、機能強化の主な内容でございます。まず(1)男女平等推進施策の機能強化でございます。情報コーナーの充実では、新たに絵本なども取り入れ、幅広い世代に情報提供を行うほか、可動式本棚、パネルを設け、企画展示による啓発、男女平等推進登録団体への活動内容の紹介も行ってまいります。活動交流コーナーの充実でございます。調理スペースを縮小し、活動交流コーナーの一部を可動壁で区切り、男女平等推進登録団体の活動に専念できる専用スペースなどの設置などを行います。の企画室利便性向上では、2つの企画室に椅子などの備品の更新を行います。また、男女平等推進登録団体を企画室利用の優先団体に位置づけるなど、利便性の向上を図ってまいります。

続きまして、(2)多文化共生推進のための拠点整備でございます。男女平等推進プラザ内に新たに整備いたします、一元的外国人相談窓口の設置でございます。来所した外国人に職

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

員がAI翻訳機能を追加したクラウド型ビデオ通話サービスを用いまして相談を受けるほか、電話をかけてきた外国人に職員通訳を含めた3者間、またはそれに関係窓口を入れた4者間で相談できる電話相談を実施いたします。

資料2ページをご覧ください。多文化情報コーナーでございます。区の施策、国、都、他自治体及び民間団体からの情報、多文化共生、日本語学習に関する図書の収集、提供を行ってまいります。多文化交流コーナーでは、椅子やテーブルを設置し、ボランティア活動や外国人同士、外国人と日本人が交流する場を提供してまいります。

項番3、予算額(案)は、資料記載のとおりでございます。

項番4、今後の予定でございます。令和8年11月の生涯学習センターリニューアルオープンと同時にオープン予定でございます。なお、はばたき21相談室が行う相談業務につきましては、区民の相談に支障が生じないよう、リニューアルオープン前に生涯学習センターで相談を開始いたします。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 初めに、多文化共生に関する意識調査の結果について、ご質問ありましたら、どうぞ。

秋間委員。

秋間洋 委員 今回の調査に基づいて、先ほど課長が報告していただいた方針で今後進めていくわけですが、次のプラン策定までね。そのときに現プラン、どのような評価指標を立てていたかということ、大体6つ立てていて、私、それで今回のそういう意識の検証をしてみると、ほぼ大体達成しているんです。例えば日本語学習の支援に対する満足度、あるいは生活情報の発信、多言語の対応の満足度、多文化共生に関する意識啓発の満足度、こういう点では指標目標、全部突破しています、そういう点では。これは明るい面というふうにも見えるんだけど、まち歩いている感覚とは大分違うんです。それで、この面での調査結果について、評価指標との関係ではどういうふう考えているのか。これについてお伺いしたいと思います。

委員長 人権・多様性推進課長。

落合亨 人権・多様性推進課長 指標に関しまして、日本人と外国人が相互に交流する機会があると回答する割合も立ててございます。外国人は目標60%に対して、調査では50.8%、日本人は30%に対して、調査は16.8%と、いずれも未達になっております。交流の機会は相互の理解を深める場ございまして、多文化共生社会の実現に向けて充実させるものと考えております。このため今後調査結果を精査し、庁内検討会や策定委員会の場で課題を整理し、次期プランに生かしてまいりたいと考えております。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 ぜひそのところお伺いしたいと思いますんですが、ちょっとこれはなぜなのかという点で1つ、この本編のほうの16ページ、17ページに見られる外国人活躍への消極的な意識、特に日本人のですね。あと外国人が増えることへの不安の増加についての要因については、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

どんなことがあるのかについてはお考えありますか。

委員長 人権・多様性推進課長。

落合亨 人権・多様性推進課長 この原因ですけれど、一因になかなか特定するというのは難しいかと存じます。本調査からの読み取れている範囲内で申しますと、先ほどご説明していただいた中で、外国人が増えることで心配や不安に感じることに実際に困った経験、この中身、差がございます。割と不安に思う意識が先行しているのかなという実情が思い浮かびます。あと先ほどの評価指標にありました相互理解の交流機会というのは、日本人と外国人で差がございました。この差が日本人の外国人に対する理解が深まらなかったかなって、ちょっと反省点かなと思っております。さらに本編に記載の自由意見の記載の中では、外国人の観光客のマナー違反等を指摘することが相当多数ございました。それが在住外国人のイメージにも影響を与えているのかなということも考えております。

今後さらに調査結果を分析しまして、プランの対策に生かしていきたいと考えております。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 そういう点では、今、課長の分析は全く同感なんです。この調査が行われた時期が9月なんです、去年の。参議院選挙の後なんです。あの参議院選挙は、いわゆる外国人問題というのが大きく吹き荒れた選挙で、その後直後の、私は課長の先ほどの分析は全く賛同なんですけれども、そういう影響もあるのかなというふうに思わざるを得ない、あただけ何とかファーストが伸びて、台東区の学校現場で夏休みに、私は日本人なんだから君より先だよという子供が複数出たという、こういう現状というのが、これはまちの中に広がっていて、それが一定やはり日本人が、外国人が地域で増えることに対する不安、消極的な意識、このようなものにつながって行って、交流の機会が逆にそれに追いついていないということから、唯一評価指標で達成できていないのが交流の機会のところなんです、先ほど課長がおっしゃったとおりですね。特に日本人がそういうふうに思っていると、ただ、お互いにやはり地域で円滑に生活できることを目指しているという点ではあると。だから、ここに希望があるんだけど、今非常にこの対立が必要以上にあおられて、そして地域での、例えばインバウンドの一過性の人たちと全部ごっちゃにするみたいな感覚というのが生まれて、そういう意識が広がったんじゃないかなというのを、先ほどおっしゃったとおりで感じます。

あともう一つ感じているのが、やはりヘイトスピーチです。おとといですか、御徒町でヘイトスピーチありましたけれども、これの情報はつかんでいますか。

委員長 人権・多様性推進課長。

落合亨 人権・多様性推進課長 こちら、本人たちが公開して、エックスで予告がありまして、3月1日に御徒町でやるよということにはつかんでおりました。実際に私ども見に行ったところでございます。以上でございます。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 中身どんな感じでしたか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 人権・多様性推進課長。

落合亨 人権・多様性推進課長 拡声機を用いまして、もともと土葬反対、モスク反対という呼びかけでございましたけれど、内容、中身としては、地方で勝手に土葬を行い死体遺棄罪であるとか、特定の宗教の信者の方ですけど、あるいは犯罪を犯すであるとか、ごみ、国へ帰れなどのかなりヘイト的な内容が含まれていた感じでした。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 これは今まで台東区、例の都条例に基づいて、12条だったかな、あれに基づいて、こういう中身のことが行われたという申告はされたんですか。

委員長 人権・多様性推進課長。

落合亨 人権・多様性推進課長 今、動画で上げておりますので、その中身を精査して申告をする準備をしております。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 そういう点では、本当に対立と分断をあおる、そういう流れにはやはりこの分野で毅然とやはり立ち向かって、同じ地域で暮らす私たちがやっていけないといけないと。特にこの意識は前回の調査よりも非常にはっきりしましたよね。前回も何に困り事つつたら、大分ギャップがありました、前回も。今回もそれはあるんだけど、今回は日本人調査と外国人調査と共同の調査と3つ見ると、明らかに日本人の意識の中に消極的な傾向が増えていると、これを解決する課題が次のプランなんです。その辺についての指標目標の設定についても、日本人の意識の成長発展をやはり据えるべきじゃないかと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

委員長 人権・多様性推進課長。

落合亨 人権・多様性推進課長 まずお答えに入る前に、先ほど申告と申し上げましたが、申出の誤りでございます。おわびして訂正させていただきます。

先ほどの指標のところでもお答えしたとおり、交流の機会非常に重要でございます。新プラン策定では本調査で明らかになった内容を基に庁内検討会、策定委員会の場で課題を整理して計画すべき内容を整理してまいりますところでございます。このため本調査で明らかになった相互理解に対する課題、その促進についても当然内容に含まれるべきだと考えております。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 今、課長の答弁で、私、これからよく見ていきたいなというふうに、今の方向で私は賛同なんですけれども、やはり今、多文化共生を妨げているのは日本人の側にあるという、ここところは明確にやはり見ていく必要があるというふうに思います。その辺のことが今回如実に分かった調査だったというふうに思います。以上です。

委員長 田中委員。

田中宏篤 委員 今、秋間委員からのお話があったんですけど、私としてはちょっと違った見方をしている部分もありまして、結構前回の調査結果との差異ですとか、外国人と日本人

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

との意識の違いという部分が大きくなっているというところは確かに見てとれるなというふうに思っています。時期の部分で9月、参議院選挙があった後ということだったんですけども、逆にそういった部分が高まっているからこそ、そういう選挙結果が参議院で出たのかなという見方もできる部分もあると思っていまして、それは卵が先か鶏が先かみたいな話になってしまうんですけども、いかんせんそういった部分があると、これを自分が読み解いたときにどう分析するのかというのがまさに重要で、それをどう多文化共生推進プランに生かしていくかというのは重要というところは本当にそのとおりだと思うんですけども、私、前回実はこれ、令和2年に意識調査をしていて、その際は区民文教委員会での議論だったと思うんですけど、そこに私もいて、そのときも言わせていただいたんですけども、外国人のできるという感覚と日本人のできるという感覚って、物すごい違いがあるというふうに思っていて、基本的に日本人って謙遜する部分があって、例えばじゃあ、あなた英語しゃべれるからといたら、ある程度しゃべれても、いや、私はしゃべれないという人が多いんですよ、少ししかできないって言う人が、ただ結構外国人、これ、国によって違うんで、一概に外国人という一まとめにするのもあれなんですけれども、少し話せると、いや、私、日本語できるよという部分があるんですね。

それと一緒に、例えば何でしたか、ここのコミュニケーションが取れているかという部分も、外国人としては比較的多少取れていればポジティブに取れているって捉えるんですけども、日本人ってそこって相当内面のところまで認識していないと取れているというふうに把握し得ないという国民性、実はちょっと正直自分も海外にいた経験がある中で、すごくそういった部分って感じているんですね。なので、例えばごみの部分でしたっけ、どこでしたかな、差異があるところで、ごみ出しに困ってんじゃないかと、日本人の人が多く思っているけども、外国人の方は思っていないというのが、ちょっとごめんなさい、ページ数がどこでしたか、あるんですが、ここが、概要のほうの11ページか、日常生活のルールがよく分からないというところで、日本人の方は52.6%、ただ、外国人の方は8.3%しかいないって、これも結構捉え方によって違うと思っていまして、例えばごみ出しのルール、何曜日に出すということを認識しているだけで、ルールは知っているよというふうに思うんですけども、じゃあ例えばごみを出したときに、細かな決められていないマナー的な部分ってあると思っていて、ある程度早い時間から出して、カラスについばまれて散らばっているということはよくまちの中で見かける光景なんですけれども、それを対策として自主的に自分の出したごみがほかの近隣に迷惑がかけないように網をかけている家庭とかいうのもあったりするんですね。そういうところのルールというかマナー、ほかに迷惑をかけないように配慮するということまで認識が及んでいるかどうかという、そこって、日本人の感覚と外国人の感覚って相当違うのかなというふうに思っていて、そういう1個1個の捉え方の価値観の違いみたいなのが非常に大きく出てんじゃないかなって、自分はそういう捉え方を今回の内容を見て認識したんですね。なので、いろいろデータとして、これは出ましたと、ただ、このデータがそのまま生き写しで、今の外国人と日本

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

人の差異を写しているというよりは、そこの中にあるところをしっかりと精査した上で分析していかないといけないというふうに私は思っています。

今、高市政権のほうでは、秩序ある共生社会という言い方をしています。この秩序あるというのは、自分は非常にすごく大事なことだなというふうに思っていて、やはり共生社会というのはつくり上げていかなければいけない、ただ、その中でやはり世界に誇れる秩序だった部分を誇る日本として、その部分は大切にしつつというところはこれからやっていく中で、やはり政府の方針としてある中で、区としてもそこをどう捉えるのかというのは非常に重要だというふうに認識しているということだけ申し添えて、ちょっと答弁は求めずに、それだけ申し添えておきます。以上です。

委員長 寺田委員。

寺田晃 委員 今回の意識調査しっかり見させていただきました。プラン策定に向けての調査ということで、物すごくしっかりと分析してありまして、アンケートを答えていただいた方のお気持ちをしっかりと酌み取っていただきながらまとめているなというふうに、400ページ、読み応えありましたけれども、よくまとめてあるなというふうに、本当に次のプラン策定に当たっても期待するところでございます。

ちょっと気になったところを確認させていただきながら、感想も少し述べたいんですけども、本文の154ページの自由記述というところに、区に対する期待とともにお困り事、お一人お一人記載されておりまして、154なんで、例えば参加しやすい日本語を勉強するリソースがもっと欲しいとか、日本語講座にぜひ参加したい、また、税金、年金についていろいろなことを知りたいとか、また、御徒町駅から湯島に行く間の道がごみで汚れているとか、本当に多岐にわたってご意見いただいている中で、私感じたのは、やはりこういった情報をせっかいいいアンケートを取っていらっしゃるので、こういった情報、人権・多様性推進課さんだけではなくて、庁内で共有しながら対応できることは対応していったほうがもっともって日本のことを理解していただきながら進んでいくんじゃないかなと思うんですけど、その辺についてはいかがですか。他部署との連携というんですかね。

委員長 人権・多様性推進課長。

落合亨 人権・多様性推進課長 お答え申し上げます。

まず、ふだんの設問の設定の段階からいろいろな所管とお話ししながら進めさせていただいているところでございます。本委員会ご報告も終わりましたらオープンになりますので、各所管にも積極的に内容をお伝えしていきたいなと思っております。

委員長 寺田委員。

寺田晃 委員 5番の暮らしのしおりというんですかね、のほうにも反映していただきながら、日本のことを、台東区のことを理解していただきながら暮らしさせていただきたいなというふうに感じております。

またちょっと飛びまして172ページのところで、日本人との交流意向、感動しました。積極

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

的に交流したいと、また機会があれば日本人の方と交流したいって合わせた割合はもう89.5%、もう9割の方がそういう思いで、また自由意見のところにも日本が好きで暮らしているんだというところを確認させていただきました。本当にやはりそういう思いでいらっしやっているんだなって、決して周りの方に迷惑をかけようと思って暮らしているわけじゃなくて、このまちのために暮らしていただいているんだなということを改めて確認しました。

先ほど来、秋間委員も、田中委員もお話あったんですけども、参議院の昨年の選挙の影響も多少はあったのかもしれないんですけども、私が知り得ている地域で暮らしている外国人の方は特に子供が通っていたところが外国の方もいらっしやって、親御さんとのお付き合いもありました。本当にやはり縁があってお付き合いしている日本人の方、台東区の方は決して外国の方を毛嫌いしているわけじゃないし、国籍で判断しているわけじゃないし、お一人お一人、一人として、人間としてお付き合いしているわけであって、選挙の影響が多少あったのかもしれないんですけども、回答している方々の中にはしっかり自分の意思を持って回答していただいているんじゃないかなというふうには感じております。

それで、最後になりますけれども、352ページの日本人の方のご意見、秋間委員からもありましたけれども、352ページ、多文化共生に理解・賛成する意見が43名、不安・懸念を感じる意見が161名、中立的な意見が7名という、なかなか厳しいご意見というんですか、これはこれでやはり生の意見なので、文言の表現するものとアンケートで答えていただいた方のお気持ちの底というんですか、言葉に表れない部分なかなか酌み取るのは難しいかと思うんですけども、台東区の方の、日本人の方のご意見としてしっかり踏まえていただいて、私、総体的に感じたのは、やはり縁があって、ご縁があって、お付き合いすれば決して理解できないわけじゃなくて、共生社会がしっかりできていくんじゃないかなって、その仕組みづくりをやはり行政としてやっていくべきじゃないかなというふうに感じております。この後の報告にもありますけれども、しっかり区としてできることは積み上げていっていただいで進めていただければと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

委員長 よろしいですね。いいですか。

秋間委員。

秋間洋 委員 今、寺田委員が言ったことというのは全く同感でありまして、外国人の意識調査と日本人の意識調査のこれだけのギャップというのが明確に示していると思うんです。やはりもっと交流したいというのは圧倒的多数、外国人の方は持っている、日本人は不安だという傾向、しかもこの本編の、これでいくと18歳から30歳ぐらいまでが一番不安を感じるというアンケートで、272ページとか見るとそうなっているんですね。私、非常にこれは怖い、日本の若い層がこういう意識のまま行くというのは非常に孤立しないかなというふうなことを感じています。もちろん選挙だけが原因ではないし、先ほど田中さんが、鶏が先か卵が先かって話ししたけれど、鶏が先でも卵が先でも結論は一緒なんですよ、やはり多文化共生、これは否定しないわけでしょう。だけれど、高市さんは、先ほど言ったように秩序ある共生社会と言い

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ながら、違法外国人対策って言っているわけ、違法なのは日本人だって悪いんだよ、これは。何で殊さら外国人が違法だというところで、あれだけ強調するのかと。あと大井川県知事は、茨城県でああいう密告制度みたいなのをつくって、違法就労者を告発しろって、まさに何ていうんですか、密告制みたいな告発の仕方をこういう選挙の後の政治、これがどんどん悪い方向に行っているじゃないですか。だけれども、今、寺田さんが言ったみたく、これは地域で暮らしている、共に手を携えて生きているし、別に肌の色や人種だとか国籍だとか関係なく交流しているわけですよ。ただ、そこに政治が分断とかそういうのを今逆に持ち込んでいると、そうすれば何か選挙で得票取れるみたいな浅はかな、そういうのがたくさん出てきているからなんです。そこはちょっとそれは台東区の課題じゃないですよ、だけれども、少なくとも私たち政治家として議員はやはりきちんと踏まえて対応すべきだと、私は思いますよ。そのところは今非常に危険な方向、よくない方向に、難民申請のほとんど認定率がほぼ世界で最低のこの日本が、そういうところになっているということをやはりこの辺はきちんと客観的な事実を見ていく必要があるというふうに思います。以上です。

委員長 拝野委員。

拝野健 委員 私、町会で町会費集めているんですけど、外国の方からも町会費やはり快く頂いたりだとか、よくある餅つきとかお祭りの参加者、外国人の方々いらっしゃるといのはよく聞くので、今回の指標って、どこまでいっても国も、国の中の台東区なんだろうが、台東区としてはこのアンケート取って、これから計画またつくられるということなんで、しっかり進めていっていただきたいなと思います。以上です。

委員長 いいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

次に、男女平等推進プラザリニューアルについて、ご質問ありましたら、どうぞ。

寺田委員。

寺田晃 委員 すみません、一般質問にも絡んでいるので確認をさせていただきたいと思えます。先ほどのアンケートを踏まえた上で、これ、反映しながら進めていただけるんじゃないかな、すごい期待をしております。そのような中で、2ページ目の多文化情報コーナーの設置、また多文化交流コーナーの設置というところのことで確認なんですけれども、外国の方と台東区の日本人の方との交流がやはりこういうところでも進めていただければなということで、ゲーム大会とか、映画会とか、ミニ展示とか提案をさせていただいたんですが、今後情報コーナーとか、多文化交流コーナーですね、どのように進めていかれるか。また質問では、この場所にこだわらず広げていただきたいということも要望させていただいたんですが、そちらのほうも含めて方向性を聞かせてください。

委員長 人権・多様性推進課長。

落合亨 人権・多様性推進課長 お答え申し上げます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

まず拠点の施設の中では、日本語教室もやっている、そういった場所で拠点ができるんで、例えばボランティアの活動の場、あるいは外国人同士、教室が終わった後に交流したりとか、あるいは外国人と日本人が交流できるような仕組みを、例えば定期的にミニイベントを開くですとか、そういったことをやってまいりたいなと、それが相互理解にもつながるかなと考えております。

あと地域展開でございますけれども、まずは手始めとして区のほかの所管のイベントに、例えばワークショップを出展したりとか、そういったことを始めるとか、あるいはボランティアと協働して地域のイベントと一緒に参加するとか、そういったことで相互理解をより深めるよう努めてまいりたいなと考えております。

委員長 寺田委員。

寺田晃 委員 本当に台東区は人情のあるまちだと思います。どんどんきっかけをつくっていただきながら交流できる場所を広げていっていただきたいなと思います。今日はたくさんの理事者、職員の方いらっしゃるので、どの部署でもやはり区内で様々なイベント、行事をやっております。そのような中で共生社会、プラスになるようなことができれば進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、台東区国民保護計画の変更について、危機・災害対策課長、報告願います。

危機・災害対策課長。

小池雄太 危機・災害対策課長 それでは、危機管理室の1番、台東区国民保護計画の変更についてご説明いたします。

資料20をご覧ください。項番1、計画の目的です。武力攻撃事態や大規模テロ等から区民等の生命、身体及び財産を保護し、生活や経済への影響が最小となるよう、住民の避難などの国民の保護のための措置を円滑に実施することを目的とする計画です。

続きまして、項番2、変更内容です。東京都国民保護計画の変更に伴い、国や都、関係機関、住民の役割を警報、避難、救援、災害への対処ごとに整理するほか、意図的に流される扇動的な偽情報への注意喚起について、ドローンによる攻撃への留意について、避難行動の理解、備蓄、訓練への参加について記載するなどの変更を行う予定です。

続きまして、項番3、予算額(案)、項番4、今後の予定については、資料記載のとおりです。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしく願いいたします。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

秋間委員。

秋間洋 委員 今回の改定というのはなぜ行うんですか。

委員長 危機・災害対策課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

小池雄太 危機・災害対策課長 昨年の6月ですが、東京都の国民保護計画が変更されました。その中で、先ほどもご説明したとおり、昨今の社会情勢の変化を踏まえ、新たに記載されることとなった部分などが多くございました。本区といたしましても、こうした現状に鑑み、前回の本区の変更から既に10年が経過することになることなどから変更をすることとしたものでございます。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 東京都は、今あれですよね、弾道ミサイルなどの攻撃に備えるためということで、麻布十番駅の下にシェルターを造っています。完成時期というのは未定で、予算はついて、今構内で着工をしているということになっています。それであと、この間東京都がリードして品川辺りで弾道ミサイルを想定した国民保護訓練を行っている、例えば去年やったのは戸越駅、あと品川区立しながわ中央公園ですね、この辺でやっています。非常にそういう点では、この計画等に、東京都の先ほどの計画変更というか、それとどういう整合性があるかは、これ分からないですよ、私、今の2つはね、分からないですけども、そういうことを進めています。東京都は、これは私ちょっとホームページで見ると、2月13日現在なんです、ミサイル攻撃が発生した際の緊急一時避難施設として都内で4,630施設を指定して、台東区内は77の施設が指定されているんです。台東区というのは、この77の施設というのをどういうふうに受け止めているのか。これについてはいかがですか。

委員長 危機・災害対策課長。

小池雄太 危機・災害対策課長 こちらの緊急一時避難施設についてはミサイル攻撃などから爆風から身を守るための一時的な施設でありまして、コンクリート造の堅牢な建物、あるいは地下施設について都が指定しているものです。本区においても公共施設や地下鉄の駅を中心に民間も含めまして指定されております。ただ、区民の安全確保のためには、先ほど77という数字がありましたが、施設は少しでも多いほうが望ましいとは考えてはおります。民間の施設においてはまだ指定が可能なしっかりとした構造を有するような民間の施設もあると考えていますので、今後相手方の協力も得られるのであれば指定の協力を求めているということは検討しているところでございます。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 この77の施設というのは、私、1個ずつ数えたんですよ。ただ、77だったんで、間違っているかもしれないんで、だけれど、少なくとも私のうちの隣の元台中、白鷗高校附属中学、これは平地ですよ、今、解体が終わって、あそこも指定されて入っています。だから今あそこは一時避難にも何もならないですよ。そういう点では、ただ、これ結構小まめに見直しているような感じで出ているもんだから、本当に何ていうのかな、現実離れしたそういう点ではほかの77も見れば、どうも今ほとんど使われていないなというのがあります。だからそういう点では、今回、国民保護計画、もともと私、前の災対課長と相当やり合った、持っていますよ、これ。このときにはそんな一時避難のところとか何ていうのは指定されていなかった

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

たです。ただ、東京都がそういうことをやったり、あと東京都が今爆風から避けるためだけじゃなくて、麻布十番の下に中長期的に避難できる、そういうシェルターを造ったりというんですけれども、そういう点では、私、シェルターというんだったら赤坂の米軍のプレスセンターですね、むしろあれは米軍の麻布用のヘリ基地になるわけですけれども、今回のような、例えばアメリカとイスラエルが今イランをやりました。それで、イランが今報復で近隣の米軍の基地をたたいていますけれど、一番危ないのは麻布の米軍ヘリですよ、横田基地と、あそこ、都心でいえば、むしろそういうものを可能性を積むことをやるほうが先なのに、そこにシェルターを造るというのはもう想定して逆に進めるというような、こういうのは本当に私問題だなと、そういう点では最も現実的、具体的な国民保護というのであれば、この都心部でいえば、今、在日米軍の司令部を今、横田基地から麻布に持ってくるということが具体的に進んでいます。ここが日米の合同の作戦、指揮権を持つ統合軍事司令部というふうに格上げするというのが日米の合意の方向です。ですから、そのようなものをやめると、危険というのが、私は自治体の責任だと思うんですけれど、こういう在日米軍司令部の移転などは危ないからやめるといおうほうが、こんな計画をつくるよりも先なんじゃないですか。

(「そのところ聞いてどうする」と呼ぶ者あり)

委員長 いや、そういう考えもあるということなんで。

危機・災害対策課長。

小池雄太 危機・災害対策課長 委員ご提案の点につきましては、国家間の安全保障に関する事項になるものであり、まずは国において議論を検討されるべきものであると考えます。現時点で国への申入れ等については考えてございません。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 今度イランだからね、ちょっと離れていますよ。ただ、イランだったって、これは逆に言ったら、トレーディングセンターのあれじゃないですけど、今度はテロの問題で、非常に逆に言ったら、米軍基地の周辺、あるいは麻布ヘリポートの周辺というのは、そういう危機になりますよ。あるいはこの間、高市さんがろくでもないこと言ったから、その台湾有事が存立危機事態に当たるんだと、これというのはアメリカが台湾海峡との間で中国との間で戦闘に入れば、日本が賛成するということを表明したわけですから、そうすれば、これは横田基地だとか麻布のヘリポートに、そりゃ中国のミサイルが飛んでくる、これは現実的な可能性な、だからこういうものはやめなさいというふうに言うのが、私は地方自治体のやはり命と財産を守る自治体の責務じゃないかということも申し上げておきたいと。あと最後ですけれども、この677万6,000円の予算というのはどういうふうに使われるんですか。

委員長 危機・災害対策課長。

小池雄太 危機・災害対策課長 こちらの予算につきましては、さきの環境・安全安心特別委員会にてご報告をしております国土強靱化地域計画の修正と、この国民保護計画変更の2点について、合わせて事業者への委託をする経費となっております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 これ、委託というのは、両方ダブルで委託するんですか。

委員長 危機・災害対策課長。

小池雄太 危機・災害対策課長 この2件について合わせて。

秋間洋 委員 合わせて。

小池雄太 危機・災害対策課長 修正の委託をかけるものでございます。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 前回の国民保護計画ですよ、これ。これは72万円です。もちろん国土強靱化計画が入るからというのは、だからどのぐらいになるか、そういう結局委託コンサルになるわけ。どうですか。

委員長 危機・災害対策課長。

小池雄太 危機・災害対策課長 いわゆるコンサルと呼ばれているような事業者になります。

秋間洋 委員 そうですよ。これはね。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 いいですか。

委員長 はい。

秋間洋 委員 墨田区と文京区のこれと見比べましたよ、コピペですよ、コピペ。これに72万払っているんだけど、今回コピペかどうか分かりません。だけれど677万、というのは、国がこういうふうに着立でやれて指示しているんだから、指示しているんです、最初から着立をこういうふうにやりなさいって、項目まで指示しているんだから。これに72万というのを私はかけ過ぎだと、印刷費ぐらいにはなるのかな。だけれど、それでも高いというふうに思いますけれども、これはやはり率直言ったら、本来であれば自治体の責任で、ほぼコピペなんだから、だからそういう点では677万6,000円というのは、予算委員会じゃないから言いませんけれど、やはりこれは無駄遣いと、コピペに670万も使う必要はないということは、私、予算委員じゃないんで、今日しか言えないのと言っておきます。以上です。

委員長 よろしいですね。

(発言する者なし)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、世界文化遺産登録10周年記念事業の実施について、世界遺産担当課長、報告願います。

世界遺産担当課長。

金田春江 世界遺産担当課長 それでは、世界文化遺産登録10周年記念事業の実施についてご説明いたします。

資料21をご覧ください。項番1、目的です。昨年の12月16日の本委員会におきまして報告い

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

たしました世界文化遺産登録10周年記念事業の実施につきまして、令和8年度に予定している事業内容をご説明いたします。

項番2、事業内容です。(1)記念式典です。令和8年7月13日月曜日に、国立西洋美術館の講堂において開催を予定しております。内容は、基調講演のほか、区長賞受賞者による記念の音楽演奏会を予定しております。

(2)記念講座です。9月頃に国立西洋美術館に関する内容やル・コルビュジエの建築の特徴、世界遺産に関する講義を実施するとともに、後日、西洋美術館内の見学を予定しております。

(3)子供向け建築ワークショップです。10月頃の開催を予定しております。模型キットを使用し、ル・コルビュジエの建築思想や建築の面白さを立体的かつ体験的に学ぶワークショップです。1月に2回開催しており、令和8年度も開催する予定です。

(4)記念誌の作成・発行です。11月頃の発行を予定しております。世界文化遺産登録の推進活動、国立西洋美術館の建築的価値、松方幸次郎の功績などを掲載する予定です。

(5)記念講演会です。11月頃の開催を予定しております。国立西洋美術館やル・コルビュジエの建築に知見のある専門家等によるトークイベントを予定しております。

2ページをご覧ください。(6)パネル展示です。パネル展示の時期、場所、内容は資料記載のとおりです。3月中旬から12月まで実施する浅草文化観光センター1階では、外国人観光客が多いことを踏まえ、英語表記のパネル展も展示する予定です。

(7)SNSキャンペーンです。年2回の実施を予定しております。インスタグラムを活用し、世界文化遺産登録10周年を広くPRします。区のアカウントをフォローの上、指定のハッシュタグをつけて写真投稿などをしていただいた方の中から抽せんて啓発品等をプレゼントする企画です。

(8)地域のイベントとの連携事業です。上野観光連盟主催のイベントにおけるドローンショーの中で世界文化遺産登録10周年のPRを行うなど、地域との連携事業を予定しています。

(9)その他連携事業です。花の心プロジェクト10周年記念事業と連携した花の装飾の実施や、小学3年生まちなみ絵画コンクールにおける世界文化遺産登録10周年ショーの設置などを予定しております。

項番3、予算額(案)です。1,800万7,000円を計上しております。

説明は以上です。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 なし。現行ね、担当の方はもちろんいらっしゃいますが、当時、担当した方などもいらっしゃるんで、漏れなくちょっと皆さんに参加してもらいたいなと思っているんですが、いかがでしょうか。

世界遺産担当課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

金田春江 世界遺産担当課長 式典におきましては、西洋美術館の講堂117名という人数にも限りがありますが、その中でご尽力いただいた方など、できるだけ多くの方をご招待させていただきたいとは考えております。

委員長 よろしく申し上げます。

ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、行政監査結果報告について、監査事務局長、報告願います。

監査事務局長。

山本光洋 監査事務局長 それでは、行政監査の結果について報告をさせていただきます。

項番1、監査のテーマでございます。今年度は区民目線のデジタル化推進状況について監査を実施いたしました。

項番2、監査の目的でございます。区のデジタル化推進に係る区民サービスの現状について、利便性向上及び効率化の状況を検証し、成果と課題を明らかにすることを目的といたしました。

項番3、監査対象でございます。情報政策課、情報システム課、戸籍住民サービス課を中心に13課を監査対象といたしました。

実施期間、監査方法、着眼点は、記載のとおりでございます。

項番7の監査結果でございます。(1)オンラインサービスの利用実態と課題、オンラインで申請できること自体の周知が十分でないことや、申請可能な手続が限られていることなどの課題がございますが、電子申請の件数自体は年々増加していることが確認できました。また、公共施設予約システムにおける一部還付手続について、分かりにくい事例などが見受けられましたが、オンラインの予約率自体は上昇していることが確認できました。

(2)台東区情報化推進計画基本目標1に係る調査でございます。窓口来庁者の利便性向上については、来庁者支援の導入により一定の効果が見受けられるものの、目に見える窓口待機者の大幅な削減には至っていないという現状が確認できました。また、転入に伴い複数の申請手続を行う利用者の負担が課題として上げられております。一方、キャッシュレス決済の推進に係る進捗状況につきましては、来庁機会の削減に一定の効果が認められました。今後は決済手段の多様化や制度や利用方法に関する情報提供の充実が求められております。

項番8、最後に、監査委員の主な意見でございますけれども、窓口でのデジタル活用、オンライン申請、公共施設予約システムの利用が着実に進んでいる点は評価できます。ただ、窓口待機者の減少にはつながっていないという現状がございます。また、利用者の声を踏まえた改善が求められているということもございます。一番下でございますけれども、電子申請、公共施設予約システム、キャッシュレス決済の各分野で関係各課が工夫を重ねながら取組を進めてきた件は評価できます。今後もより分かりやすく、効果的なデジタル化推進につながることを期待するというものでございます。

報告は以上でございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 よろしいですか。

ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

委員長 以上で、本日予定されたものは、全て終了いたしました。

その他、ご発言がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 これをもちまして、企画総務委員会を閉会いたします。

午後 2時27分閉会